

八王子市保健所年報

令和3年度(2021 年度)版



 八王子市

は じ め に

保健所では全ての住民の健康を守り促進するため日々、健康づくり及び予防接種、食品衛生対策及び生活衛生対策、感染症予防対策及び精神保健福祉など、様々な業務を行っております。

八王子市保健所は平成19年に東京都から移管を受け、さらに平成27年から中核市保健所として保健所の機能を充実させ、事業の円滑な執行に努めてきました。

令和 2 年度におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、様々な事業の縮小や中止を余儀なくされましたが、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に係る取り組みと並行し、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に行うため、関係機関との調整等、接種体制の準備に取り組みながら各種事業運営を行ってまいりました。

この年報は、令和 2 年度における保健衛生事業の概要及び事業実績を掲載しておりますので、広く御活用いただければ幸いです。

当保健所は、これからも健康支援と良好な公衆衛生環境の維持に努め、迅速かつ的確な情報発信など、将来に向けて事業の展開を図ってまいりますので、御支援と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和4年(2022 年)1月

八王子市保健所長 渡邊 洋子

目 次

第1章 総説

1 八王子市の概況

(1)東京都における管内の位置 ……………1

(2)所管区域 ……………1

2 保健所の概要

(1)沿革 ……………2

(2)保健所の組織……………3

(3)案内図……………5

(4)施設の概要……………5

(5)附属機関等……………8

(6)決算状況 ……………17

第2章 令和2年度新規・充実事業

……………19

第3章 健康政策課

1 広報活動・健康教育……………24

2 研修・教育……………26

3 情報公開 ……………26

4 統計・調査……………27

5 健康づくり……………28

6 食育の推進 ……………30

7 受動喫煙対策の推進 ……………32

8 予防接種 ……………33

9 医療安全支援センター ……………34

10 口腔保健支援センター……………35

11 災害対策 ……………36

第4章 生活衛生課

1 医事・薬事 ……………37

2 薬物乱用防止対策……………40

3 環境衛生 ……………41

4 食品衛生 ……………47

5 動物衛生 ……………57

第5章 保健対策課

1 感染症予防対策……………59

2 精神保健福祉……………65

3 特殊疾病(難病)対策……………71

4 療育相談事業……………73

5 環境公害保健……………74

6 受託検診……………74

7 保健師活動……………75

8 医療費助成……………77

○ 使用した統計は、事業においては令和2年会計年度による。

○ 静態的時点によるものは、それぞれ表示した。

○ 表中の表章記号は、次のような場合に使用した。

計数のない場合 …………… —

計数不明の場合 …………… …

数値微少(0.05未満)の場合 …………… 0.0

統計項目のない場合……………・

減少を表わす場合……………△

第1章

総 説

1 八王子市の概況

八王子市保健所の所管区域である八王子市は、都心から約40km西に位置し、東西24.3km、南北13.4km、周囲95.8km、面積186.38㎢で、都内では奥多摩町について2番目に広い面積を有する。また、北はあきる野市に、東は多摩市・日野市・昭島市に、南は町田市に、さらに、西は檜原村及び高尾・陣馬山を境に神奈川県に接し、市の中央部を浅川が流れ多摩川に合流し緑豊かな自然環境に恵まれている。

交通は東西にJR中央線、南北に同八高線・横浜線が通り、さらに新宿とは京王線で結ばれている。

道路は国道20号線(甲州街道)と16号線(東京環状)が交差し、さらには中央道・圏央道インターチェンジ等もあって、多摩地域の道路交通の重要な結節点となっている。

古くから甲州街道の宿場町として、また、織物の町として栄えてきた八王子市は、近年交通の便利さと豊かな環境によって近郊住宅地域として発展している。

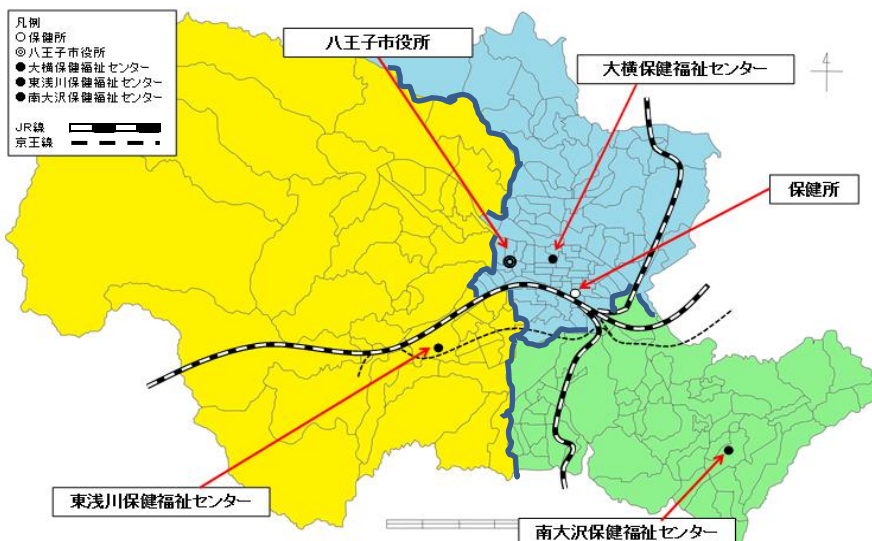
八王子市には、21の大学等(大学・短期大学・高専)があり、約10万人の学生が学んでいる全国でも有数の学園都市である。

八王子市は平成27年4月1日に都内初の中核市となり、新たな事務権限を最大限に活用し、独自性・創造性を発揮したまちづくりを進めている。

(1)東京都における管内の位置



(2)所管区域



2 保健所の概要

(1)沿革

年月	出来事
昭和	15. 9 八王子市新町に東京府立南多摩保健所として発足(その後台町に移転)
	18. 7 東京都制実施により東京都南多摩保健所と改称
	23. 1 保健所法改正により所管区域は八王子市ほか16か町村とする東京都南多摩保健所として発足
	25. 6 八王子市東町に庁舎を新築移転
	28. 1 名称を東京都八王子保健所に改称
	30. 7 町田保健所の新設により、所管区域は八王子市、日野市、稲城村、浅川町、由木村、多摩村
	44. 4 日野保健所の新設により所管区域は八王子市のみに
	47. 4 八王子市旭町13番18号に庁舎を新築移転 西寺方町75番地2に八王子保健所西保健相談所の開設
	59. 4 保健所敷地内に機能訓練棟(現:別館)を設置
平成	4. 6 南大沢二丁目17番5号に八王子保健所南大沢保健相談所の開設
	9. 3 母子保健事業の移管に伴い、西保健相談所・南大沢保健相談所を八王子市に移譲
	13. 8 八王子市・町田市の保健所政令市指定に向け協議
	16. 4 多摩地域(島しょ除く)の保健所12か所が7か所に再編
	16. 6 「八王子市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」の設置
	18. 2 「八王子市の保健所政令市移行に関する都・市協議会」にて19年4月に保健所政令市移行決定
	18.1 市議会第四回定例会にて、八王子市保健所条例制定(19.4.1施行)八王子市保健所設置決定
	19. 3 東京都八王子保健所廃止
	19. 4 東京都八王子保健所から八王子市保健所へ移行 組織改正により「保健総務課」「生活衛生課」「保健対策課」の3課体制 市保健所として動物衛生行政を開始
	19. 4 八王子市内の大学等で「麻しん」大流行
	21. 5 都内初の新型インフルエンザ(A/H1N1pdm)患者確認
	22. 8 八王子市自殺対策庁内連絡会設置
	23. 2 はちおうじ食育キャラクター公表
	23. 3 八王子市食育推進計画策定
	23. 4 飼い主のいない猫(野良猫)の不妊・去勢手術費用助成開始
	24. 8 保育園・小学校等の給食の放射線物質検査開始
	24. 9 医療安全支援センター開設 医療安全相談窓口の設置 八王子市特定不妊治療費用助成開始
	24. 1 八王子市在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業開始
	25. 4 薬物乱用防止対策事業開始
	25. 8 組織改正により、保健所は「健康部」として「健康政策課」「生活衛生課」「保健対策課」の3課体制
	26. 3 八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画策定 薬物乱用防止推進サポーター養成 八王子薬剤師会と連携し、市独自の薬物乱用防止パンフレットを製作
	26. 7 市内精神科病院における退院調整に関する調査実施
	27. 4 中核市へ移行、動物愛護条例施行 南多摩5市小児予防接種相互乗り入れ開始
	28. 3 第2期八王子市食育推進計画策定
	28. 4 精神障害者緊急支援体制の構築
	30. 3 第3期八王子市保健医療計画策定
	31. 3 八王子市自殺対策計画策定
令和	2. 1 新型コロナウイルス感染症初動対応本部の設置
	2. 2 新型コロナウイルス感染症コールセンターの設置 新型コロナウイルス感染症危機管理本部の設置
	2. 3 第3期八王子市食育推進計画策定 新型コロナウイルス感染症危機管理本部支援チームの設置 (4/7～新型コロナウイルス感染症対策本部支援チームに名称変更)
	2. 4 地域医療体制整備チームを設置(健康部感染症対策支援課長と兼務)
	2. 5 新型コロナウイルス感染症軽症者等療養ホテルを開設 新型コロナウイルス感染症PCR外来を開設
	2. 8 新型コロナウイルス感染症危機管理本部支援チームを廃止し新型コロナウイルス感染症対策担当課長を配置
	2.12 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保担当課長を配置(健康政策課長が兼務)
	3. 3 八王子市新型コロナワクチン接種コールセンターを開設
	令和3年度中に65歳以上になる方(約16万人)にワクチン接種クーポン券を発送

(2)保健所の組織

ア 組織及び分掌事務

令和2年4月1日現在



イ 職員配置表

令和3年(2021年)3月31日現在

区分		総 数	医 師	獣 医 師	薬 剤 師	栄 養 士	保 健 師	衛 生 監 視	事 務 (そ の 他)	再 掲			
										栄 養 指 導 員	食 品 衛 生 監 視 員	環 境 衛 生 監 視 員	医 療 監 視 員
所 長		1	1							1	1	1	1
健康政策課	課長	1							1				
	企画調整担当	6					1		5				
	健康づくり担当	5				2	2		1	2			
	予防接種担当	5					1		4				
	受動喫煙対策担当	2							2				
健康増進担当課長		1					1						
	計	20				2	5		13	2			0
生活衛生課	課長	1							1			1	
	医薬指導担当	5			4				1				5
	環境衛生担当	8		2				4	2			8	
	食品衛生担当	13		2	2	2		7		2	13	2	
	庶務・動物衛生担当	6		2					4			2	
	計	33		6	6	2		11	8	2	13	13	5
保健対策課	課長	1	1										1
	保健対策担当	10							10				
	感染症対策担当	7	1				6						6
	地域保健担当	18					18						
	計	36	2				24		10	0			7

(3) 案内図



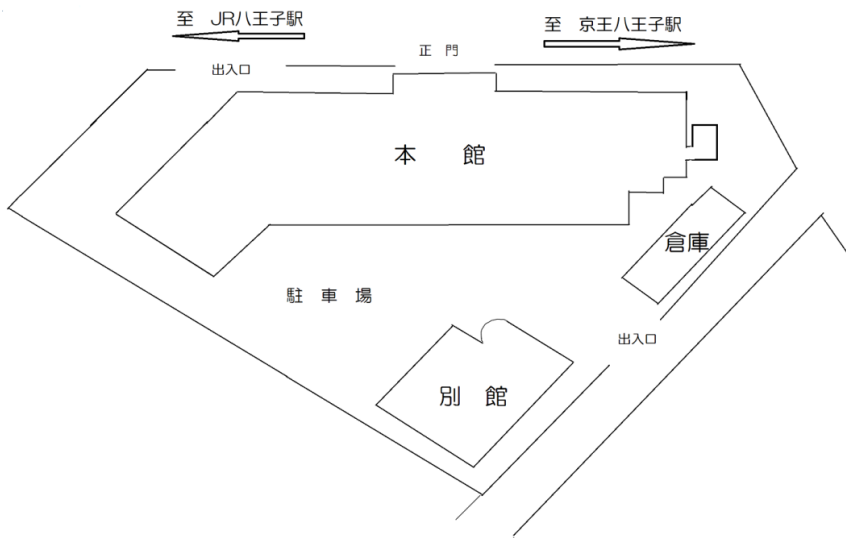
【交通機関】 JR中央線・八高線・横浜線八王子駅 北口 徒歩5分
京王線京王八王子駅 徒歩2分

(4) 施設の概要

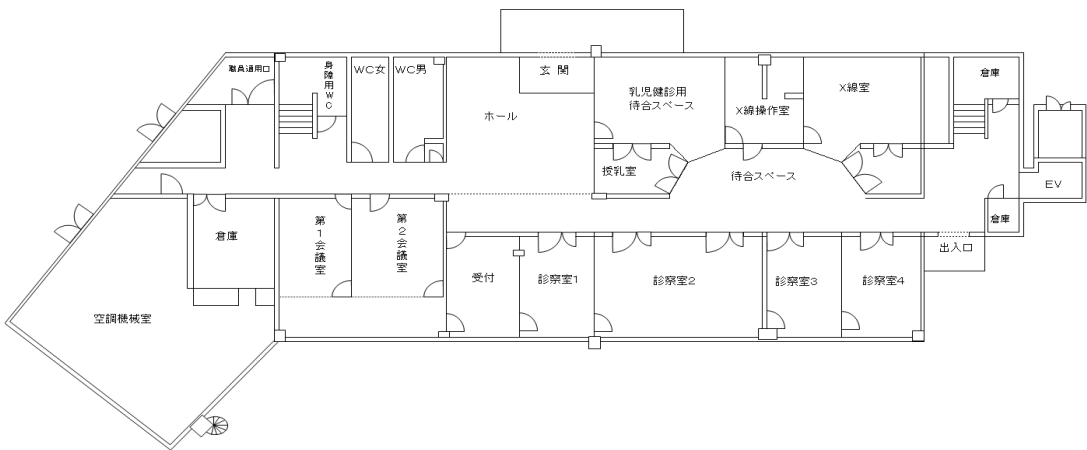
(単位 m²)

	本 館		別 館	倉 庫	床面積合計
竣 工	昭和47年3月		昭和59年3月	昭和61年12月	
構 造	鉄筋コンクリート4階建		鉄筋コンクリート2階建	鉄骨筋2階建	
面 積	1 階	612.46	185.49	50	847.95
	2 階	452.25	95.48	50	597.73
	3 階	452.25	-	-	452.25
	4 階	49.87	-	-	49.87
	塔 屋	55.53	-	-	55.53
	計	1,622.36	280.97	100	2003.33

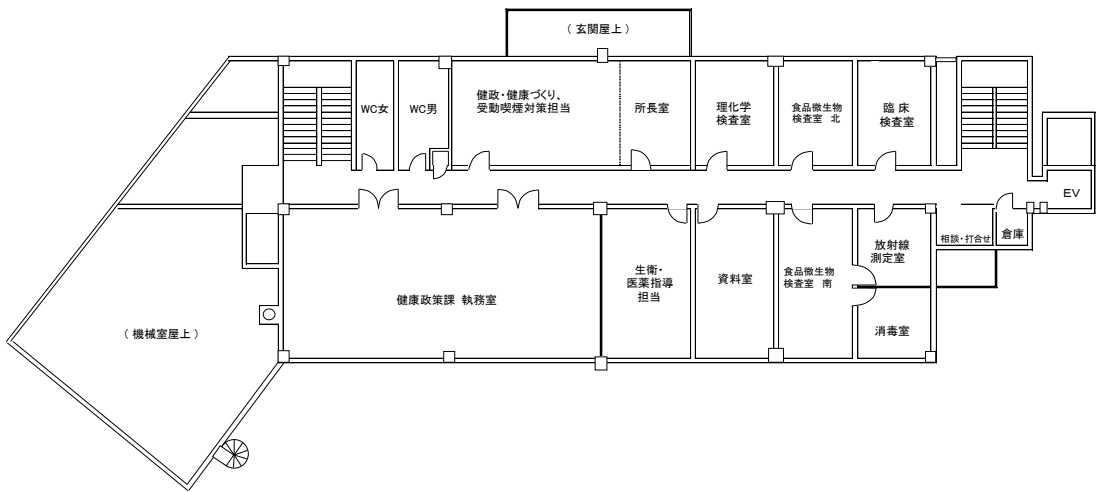
建物配置図



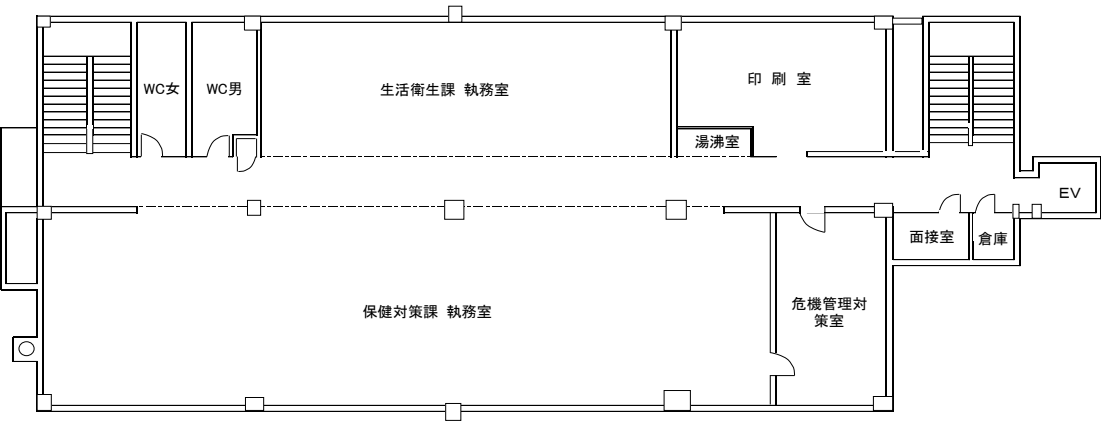
建物構造図
(本館1階)



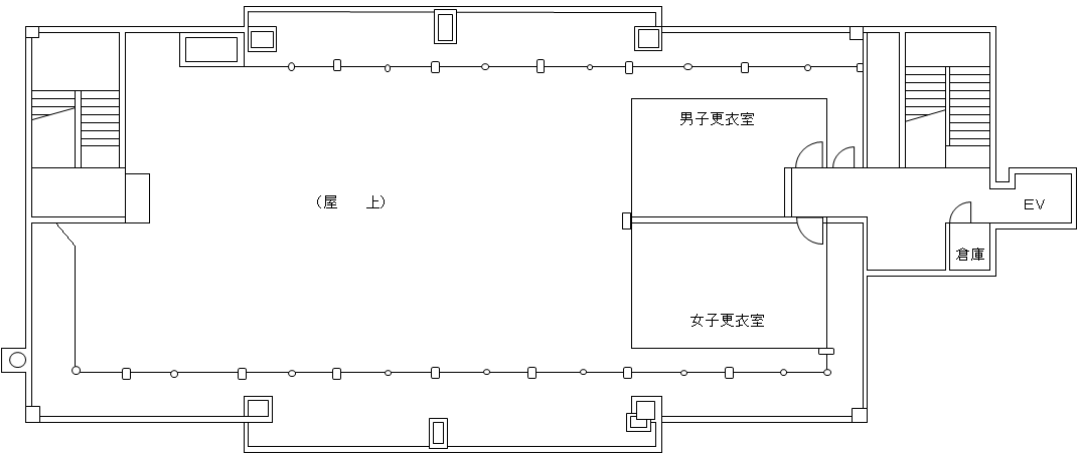
(本館2階)



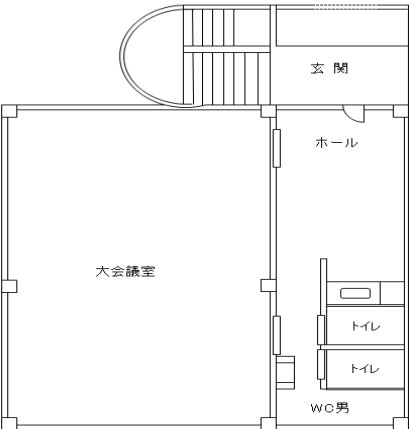
(本館3階)



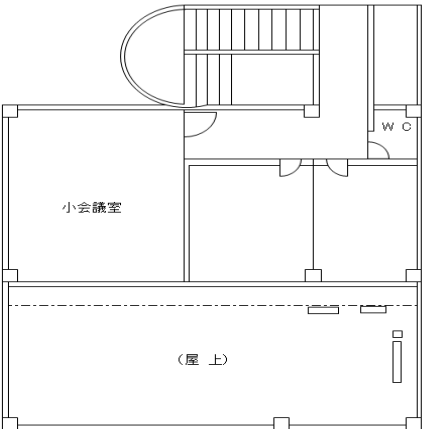
(本館4階)



(別館1階)



(別館2階)



(5) 附属機関等

保健所に関連する会議の委員、参加者、所属団体を、所管する課毎に会議名称の50音順で表記しました。
なお、敬称、団体内での職、団体法人格の表記については省略しています。

ア 健康政策課所管

(ア)保健所運営会議

八王子市保健所運営会議開催要綱に基づき設置された会議で、所管区域内の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項について意見交換を行う。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面による報告形式に変更し実施した。

保健所運営会議資料送付者名簿(50音順) 【座長:健康部長】 令和3年(2021年)年3月31日現在

氏名	所属	氏名	所属
尾川 朋治	八王子市社会福祉協議会	橋本 政樹	一般社団法人 八王子市医師会
菊田 高行	公益社団法人東京都八南歯科医師会	峯尾 誠	東京都八王子食品衛生協会
橘田 花子	特定非営利活動法人わかくさ家族の会	森 喜彦	市議会議員
久保井 博美	市議会議員	森田 二三江	一般社団法人八王子薬剤師会
河野 朋子	東京都助産師会八南分会	八木下 輝一	市議会議員
鈴木 勇次	市議会議員	山本 博史	東京都獣医師会八王子支部
西室 真希	市議会議員		

(イ)八王子市食育推進会議

『八王子市食育推進計画』の評価と『第2期八王子市食育推進計画』の推進に向け、総合的な見地から意見交換を行う。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部の会議を除き、書面開催に変更し実施した。

八王子市食育推進会議参加者名簿(50音順) 【座長:健康部長】 令和3年(2021年)3月31日現在

氏名	所属	氏名	所属
浦野 慎一	八王子市私立幼稚園協会	橋本 直樹	公益社団法人東京都八南歯科医師会
大村 香織	帝京大学 スポーツ医科学センター	星野 厚子	NPO法人 ふるさとの食を拓く会
小川 賀世子	八王子市公立小学校長会	榊田 明信	八王子集団給食協議会
河村 智里	八王子市健康づくりサポーター	松岡 誠子	八王子地域活動栄養士会
小池 さとみ	八王子市立中学校 PTA連合会	松本 勉	一般社団法人八王子市医師会
佐藤 咲	市民委員	峯尾 誠	東京都八王子食品衛生協会
土門 陽子	市民委員	山本 徹	永生会 リハビリ統括管理部
内藤 里美	八王子市私立保育園協会	米津 元一	八王子市農業委員会

(ウ)はちおうじ健康づくり推進協議会

はちおうじ健康づくり推進協議会規約に基づき設置された協議会で、市民が健康でいきいきと暮らしていけるよう、市民・各種団体と行政がネットワークをつくり、健康的な生活様式や健康づくりを支援するまちづくりの実現を図る。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施した。

はちおうじ健康づくり推進協議会参加団体(順不同) 【会長:市長 事務局:健康部健康政策課】

令和3年(2021年)3月31日現在

参加団体	参加団体	参加団体
八王子市スポーツ協会	ガールスカウト八王子連合会	八南助産師会
八王子市レクリエーション協会	ボーイスカウト八王子地区協議会	八王子管理栄養士の会 ダイエタリー・フレンズ
八王子市町会自治会連合会	八王子市赤十字奉仕団	八王子地域活動栄養士会
八王子市シニアクラブ連合会	東京八王子ロータリークラブ	東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会
八王子障害者団体連絡協議会	東京八王子西ロータリークラブ	八王子市民生委員・児童委員協議会
八王子商工会議所	東京八王子南ロータリークラブ	東京都柔道整復師会南多摩支部
八王子市農業協同組合	東京八王子北ロータリークラブ	八王子病院栄養研究会
大学コンソーシアム八王子	東京八王子中央ライオンズクラブ	多摩友の会 八王子方面
八王子市立中学校長会	国際ソロプチミスト八王子	ふるさとの食を拓く会
八王子市立中学校PTA連合会	東京八王子プロバスクラブ	八王子市社会福祉協議会
八王子市公立小学校長会	八王子青年会議所	八王子市
八王子市立小学校PTA連合会	市民委員	八王子市教育委員会
八王子市私立幼稚園協会	八王子市医師会	
八王子市私立保育園協会	東京都八南歯科医師会八王子支部	
八王子市子供会育成団体連絡協議会	八王子薬剤師会	

※NPO法人等法人格表記は省略

(エ)八王子市保健医療計画推進会議

第3期八王子市保健医療計画を円滑かつ計画的に推進するとともに、八王子市における保健医療に関して、総合的な見地から協議、意見交換を行う。

八王子市保健医療計画推進会議参加者名簿(50音順) 【座長:健康部長 副座長:医療保険部長】

令和3年(2021年)3月31日現在

氏名	所属	氏名	所属
新井 利男	一般社団法人 八王子薬剤師会	竹内 将人	公益社団法人 東京都八南歯科医師会 八王子支部
石塚 太一	一般社団法人 八王子市医師会	堀間 華世	高齢者あんしん相談センター
大坂 崇	八王子市立中学校長会	松岡 誠子	八王子地域活動栄養士会
小川 まゆみ	市民委員	峯尾 誠	東京都八王子食品衛生協会
甲斐 裕子	公益財団法人 明治安田厚生事業団体力医学研究所	山下 恵理子	八王子市私立保育園協会
佐藤 ひろみ	健康づくりサポーター	湯浅 直樹	八王子市立小学校PTA連合会
柴田 勉	市民委員		

イ 生活衛生課所管

(ア)八王子市動物愛護推進協議会

八王子市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、設置された機関で、動物愛護推進員の活動に対する協議や動物衛生業務に関して総合的な見地から意見聴取を行う。任期は2年である。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため資料送付とした。

八王子市動物愛護推進協議会委員名簿(50音順)

令和2年(2020年)4月1日現在

氏名	所属	氏名	所属
飯田 公司	八王子動物愛護会ネットワーク	塚本 富男	東京都行政書士会 八王子支部
尾川 幸次	八王子市町会・自治会連合会	対馬 美香子	八王子市動物愛護推進員
河合 博明	東京都獣医師会八王子支部	冨永 律子	東京都獣医師会八王子支部
佐々木 与志美	はちねこ	丸山 総一	日本大学 生物資源科学部
渋谷 寛	渋谷総合法律事務所		

ウ 保健対策課所管

(ア)感染症の診査に関する協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づき設置した機関で、入院勧告、就業制限及び医療費公費負担等に関する必要な事項を審議する。委員は市長が任命し、任期は2年である。

感染症の診査に関する協議会委員名簿(50音順)

令和2年(2020年)4月1日現在

氏名	所属	氏名	所属
赤上 晃	赤上消化器内科医院	鳥羽 正浩	鳥羽クリニック
池田 寿昭	東京医科大学八王子医療センター	平井 由児	東京医科大学八王子医療センター
伊藤 邦彦	複十字病院	山田 俊介	東海大学医学部付属八王子病院
大井 裕子	大井内科クリニック	山田 宣郷	山王山田法律事務所
玉谷 青史	東京天使病院附属駅前クリニック	山中 廣司	八王子地区保護司会

(イ)小児感染症サーベイランス検討会

八王子市小児感染症サーベイランス事業実施要綱に基づき開催した会議で、市内の定点医療機関の報告から小児感染症発生動向の状況を把握し、データの集積や情報分析、情報提供が推進できるシステムの検討を進め、感染症予防対策を推進していく。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施した。

小児感染症サーベイランス検討委員会名簿(50音順)

令和2年(2020年)4月1日現在

氏名	所属	氏名	所属
石田 悠	東京医科大学八王子医療センター	野間 清司	のま小児科
賀来 秀文	南多摩病院	橋本 政樹	はしもと小児科
加地 はるみ	加地医院	平井 康太	東海大学医学部付属八王子病院
加藤 直樹	小児科加藤醫院	廣田 保蔵	北野小児科
小島 直樹	こども診療所	福島 千尋	八王子市保健所保健対策課
佐々木 洋子	ささき医院	保坂 暁子	こどもクリニック南大沢
澤田 輔善	澤田内科クリニック	松本 勉	まつもと小児・アレルギークリニック
下村 次郎	横川内科クリニック	三輪 久美子	スマイルこどもクリニック
末松 隆子	京王八王子クリニック	吉森 研吾	八王子市子ども家庭部保育幼稚園課
田倉 洋一	八王子市学校教育部保健給食課	渡邊 洋子	八王子市保健所
朝長 香	なかよしこどもクリニック		

(ウ)小児慢性特定疾病審査会

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき設置した機関で、医療費支給認定の申請に対し審査を行う。委員は市長が委嘱し、任期は2年である。

小児慢性特定疾病審査会委員名簿(50音順)

令和2年(2020年)4月1日現在

氏名	所属	氏名	所属
小穴 信吾	東京医科大学八王子医療センター	三浦 大	東京都立小児総合医療センター
岡本 正二郎	東海大学医学部付属八王子病院	本橋 裕子	国立精神・神経医療研究センター病院
富田 雄一郎	京王八王子クリニック	湯坐 有希	東京都立小児総合医療センター

(エ)大気汚染障害者認定審査会

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年東京都条例第117号)に基づき設置した機関で、認定を行うにあたって必要な調査審議を行い、意見を述べる。委員は市長が委嘱し、任期は2年である。

大気汚染障害者認定審査会委員名簿(50音順)

令和2年(2020年)4月1日現在

氏名	所属	氏名	所属
宇留間 友宣	東京医科大学八王子医療センター	坂巻 文雄	東海大学医学部付属八王子病院
大熊 昭晴	大熊内科クリニック	松本 勉	まつもと小児・アレルギークリニック
加地 はるみ	加地医院	渡邊 洋子	八王子市保健所

(オ)地域精神保健医療福祉推進会議

地域精神保健医療福祉推進会議開催要綱に基づき設置した会議で、精神障害者に対する地域ケアの充実と地域住民の「心の健康」の保持、増進を図り、地域精神保健医療福祉活動を総合的かつ効果的に推進する。任期は2年である。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施した。

地域精神保健医療福祉推進会議名簿(50音順)

令和2年(2020年)4月1日現在

氏名	所属	氏名	所属
井上 悟	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	豊田 聡	八王子市社会福祉協議会
井上 茂	八王子市医療保険部地域医療政策課	野路 和之	障害者就業・生活支援センター TALANT
遠藤 徹也	八王子市福祉部障害者福祉課	橋本 清明	わかき家族の会
大森 徹郎	八王子市医師会(大森クリニック)	一杉 昇子	八王子市福祉部生活自立支援課
片山 裕美	障害者相談支援センター ぴあらいふ	平川 博之	八王子市医師会(ひらかわクリニック)
川口 泰男	八王子薬剤師会	平湯 達也	警視庁八王子警察署生活安全課
菊本 弘次	八王子市医師会(駒木野病院)	細谷 幸男	八王子商工会議所
児島 広昭	警視庁南大沢警察署生活安全課	村木 美佐子	八王子市民生委員・児童委員協議会
酒井 文博	警視庁高尾警察署生活安全課	安木 桂子	八王子市医師会(台町クリニック)
滝口 敦	八王子市福祉部高齢者福祉課	渡邊 実	東京都八南歯科医師会八王子支部
竹沢 幸一	障害者相談支援センター ぴあらいふ	渡邊 洋子	八王子市保健所
堤 祐一郎	八王子市医師会(恩方病院)		

(カ)地域精神保健医療福祉実務者連絡会

地域精神保健医療福祉実務者連絡会開催要領に基づき設置した会議で、具体的な事例の検討や支援ネットワークの構築を行うなど実務的な役割を担う。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

地域精神保健医療福祉実務者連絡会名簿(50音順)

令和2年(2020年)4月1日現在

氏名	所属	氏名	所属
秋山 三成	八王子市福祉部高齢者福祉課	古明地 さおり	精神障害者グループホーム 駒里
遠藤 徹也	八王子市福祉部障害者福祉課	佐藤 秀靖	八王子市福祉部生活自立支援課
氏平 啓子	八王子市障害者就労・生活支援センターふらん	庄子 昇	多摩草むらの会 家族会
大西 保正	高月病院地域連携室	丸山 清孝	東京都八南歯科医師会八王子支部
小川 隆	東京都立多摩総合精神保健福祉センター広報援助課	八町 真理子	地域活動支援センター あくせす
金澤 栄二	プライマリー訪問看護ステーション	福島 千尋	八王子市保健所保健対策課
鎌田 浩二	八王子精神科看護師長会	安木 桂子	八王子市医師会(台町クリニック)
川口 泰男	八王子薬剤師会	吉本 由紀	八王子市社会福祉協議会
川出 勇	マインド八王子 リサイクルわかくさ		

(キ)自殺対策検討会議

自殺対策検討会議開催要綱に基づき設置した会議で、関係機関及び民間団体等の連携を確保し、本市における自殺対策を総合的に推進する。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施した。

自殺対策検討会議名簿(50音順)

令和2年(2020年)4月1日現在

氏名	所属	氏名	所属
阿部 太輝	市民委員	平川 博之	八王子市医師会 (ひらかわクリニック)
和泉 貴士	弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所	福島 千尋	八王子市保健所
市川 順康	八王子市立中学校長会(館小中学校)	松田 麻理子	市民委員
井上 悟	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	柳澤 英夫	東京消防庁八王子消防署
大熊 えみ子	八王子市民生委員・児童委員協議会	右田 隆之	八王子市医師会 (右田病院)
尾形 功	八王子商工会議所	吉岡 幸造	警視庁八王子警察署
塩澤 伸久	連合南多摩地区協議会	和田 清美	東京都立大学
清水 康雄	特定非営利活動法人東京多摩いのちの電話	渡邊 洋子	八王子市保健所
杉本 脩子	特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センター		

(ク)自殺未遂者支援会議

自殺未遂者支援会議開催要綱に基づき設置した会議で、八王子市自殺対策計画に基づき、自殺未遂者対策の推進を図るため、医療機関等との連携強化を推進する。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部の会議を除き、書面開催に変更し実施した。

自殺未遂者支援会議名簿(50音順)

令和2年(2020年)4月1日現在

氏名	所属	氏名	所属
新井 隆男	東京医科大学八王子医療センター	沼尾 貴之	多摩病院
石川 純	東京医科大学八王子医療センター	一杉 昇子	生活自立支援課
井上 悟	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	平川 淳一	平川病院
井上 茂	地域医療政策課	平林 剛	弁護士法人ソーシャルワーカーズ
遠藤 治雄	生活自立支援課	福島 千尋	八王子市保健所
小笠原 ゆかり	東京医科大学八王子医療センター	右田 隆之	八王子市医師会 (右田病院)
荻生 淳希	平川病院	持田 政彦	多摩病院
小野瀬 光夫	右田病院	安木 桂子	台町クリニック
椿 雅志	協和病院	渡邊 洋子	八王子市保健所

(ケ)難病保健医療福祉調整会議

難病患者療養支援事業実施要綱に基づき設置した会議で、八王子市保健所管内の難病患者の在宅療養生活を支援する地域ネットワークの構築を図る。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施した。

難病保健医療福祉調整会議名簿(50音順)

令和2年(2020年)4月1日現在

氏名	所属	氏名	所属
池田 義嗣	難病患者会(全国パーキンソン病友の会 八王子支部「喜楽会」)	菅野 英之	八王子市生活安全部防災課
石坂 和幸	指定居宅介護支援事務所(四輝ケアプランセンター)	鈴木 恵子	八王子医師会立訪問看護ステーション
井出 勲	八王子市社会福祉協議会	滝口 敦	八王子市福祉部高齢者福祉課高齢者福祉課
井上 茂	八王子市医療保険部地域医療政策課	野川 茂	東京都難病医療協力病院(東海大学医学部付属八王子病院)
遠藤 徹也	八王子市福祉部障害者福祉課	橋本 英子	東京都多摩難病相談・支援室
大井 志朗	八王子薬剤師会	吉本 知宏	八王子市福祉部介護保険課
小倉 朗子	東京都医学総合研究所	米村 勇	八王子市福祉部生活福祉総務課
数井 学	八王子市医師会(数井クリニック)	渡邊 実	東京都八南歯科医師会八王子支部
川田 明広	東京都立神経病院地域療養支援室	渡邊 洋子	八王子市保健所
君島 信郎	八王子市介護保険サービス事業所(やまびこケアセンター)		

エ 各種会議開催状況

開催場所は全て八王子市保健所

会議名	開催日	出席者数	主な議事内容
保健所運営会議	3月30日	13名 (書面による報告)	・八王子市保健所における新型コロナウイルス感染症にかかる対応について *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面による報告形式に変更
八王子市 食育推進会議	6月11日	16名 (書面)	・第2期八王子市食育推進計画 令和元年度評価の共有 ・令和元年度実施、市民意識調査結果の共有 ・第3期八王子市食育推進計画の基本的な考え方及び今後のスケジュールについて共有 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施
	7月22日	16名 (書面)	・第1回庁内連絡会、食育推進会議(書面開催)意見シートの共有 ・食育に係る現状及び課題の共有 ・第3期八王子市食育推進計画体系図(案)の共有 ・今後のスケジュールの共有 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施
	10月15日	13名	・「第3期八王子市食育推進計画」の体系(案)について
	2月4日	16名 (書面)	・パブリックコメントの結果について ・第3期八王子市食育推進計画の原案について ・今後のスケジュールについて *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施
はちおうじ健康づくり 推進協議会代表委員会	4月21日	41名 (書面)	・令和元年度はちおうじ健康づくり推進協議会事業実績報告、収支決算報告、会計監査報告について ・令和2年度はちおうじ健康づくり推進協議会事業計画(案)、予算(案)について ・2020健康フェスタ・食育フェスタの中止について ・監査役員の選任について *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施

会議名	開催日	出席者数	主な議事内容
はちおうじ健康づくり推進協議会代表委員会	1月12日	17名 (書面)	・令和2年度(2020年度)第1～3四半期事業報告について ・令和2年度(2020年度)「はちおうじ健康づくり推進協議会」補正予算(案)について ・今後の活動について ①令和2年度(2020年度)健康づくり活動発表会の実施について ②令和3年度(2021年度)健康フェスタ・食育フェスタの開催について ・今後の予定 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施
	3月26日	14名 (書面)	・令和2年度(2020年度)の決算報告 ・令和3年度(2021年度)の運営にかかわる事項 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施
八王子市保健医療計画推進会議	11月12日	11名	・第3期八王子市保健医療計画における令和元年度取組実績と令和2年度の取組について ・その他情報交換
八王子市動物愛護推進協議会	1月25日	9名 (資料送付)	・新型コロナウイルス感染症感染防止を踏まえた狂犬病予防業務及び動物愛護推進活動のあり方について *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため資料送付
感染症の診査に関する協議会	年156回	定例会 結核5名 新型コロナ3名	・申請に基づき結核医療等の適否について診査
小児感染症サーベイランス検討会	3月15日	20名 (書面)	・小児感染症発生動向(年報) ・感染症発生届出状況 ・百日咳・麻疹・風しんの発生状況について *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施
小児慢性特定疾病審査会	年12回	各回6名	・申請に基づき医療費助成の適否について審査
大気汚染障害者認定審査会	年12回	各回6名	・申請に基づき医療費助成の適否について審査
地域精神保健医療福祉推進会議	12月22日	22名 (書面)	・精神保健福祉事業実績報告 ・精神障害者早期訪問支援事業実績 ・自殺対策 ・措置入院者退院後支援 ・「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」 *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施

会議名	開催日	出席者数	主な議事内容
地域精神保健医療福祉実務者連絡会	-	-	※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
自殺対策検討会議	5月26日	15名 (書面)	・自殺対策計画の進行管理について ・主な事業について *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施
自殺未遂者支援会議	7月3日	18名 (書面)	・八王子市の自殺対策について ・自殺未遂者実態調査について *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施
	2月9日	18名	・自殺未遂者支援事例の紹介 ・救急外来対応マニュアルについて
難病保健医療福祉調整会議	2月26日	24名 (書面)	・八王子市における難病療養者の現状について ・在宅難病療養者の災害対策について *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催に変更し実施

(6)決算状況

歳入

(単位 円)

科 目	令和2年度	令和元年度	増 減
総 額	929,947,967	371,783,253	558,164,714
分担金及び負担金	6,891,810	5,937,220	954,590
使用料及び手数料	36,009,897	47,587,126	▲ 11,577,229
国庫支出金	350,599,372	196,750,961	153,848,411
都支出金	514,277,208	102,448,849	411,828,359
財産収入	11,990	7,700	4,290
諸収入	22,157,690	19,051,397	3,106,293

歳出(職員費含まず)

(単位 円)

事 業 名	令和2年度	令和元年度	増 減
総 額	2,309,775,172	1,861,541,437	354,331,849
共通管理	26,198,515	35,687,343	▲ 9,488,828
国都支出金返還金	26,198,515	35,687,343	▲ 9,488,828
基幹統計調査	397,208	815,734	▲ 620,796
人口動態調査	37,944	10,576	27,368
国民生活基礎調査	16,302	805,158	▲ 788,856
医療施設調査	140,692	0	140,692
患者調査	202,270	0	202,270
予防接種	1,141,821,285	1,092,067,170	49,754,115
定期予防接種	1,015,757,960	869,379,620	146,378,340
高齢者定期予防接種	105,772,595	200,934,118	▲ 95,161,523
健康被害	20,290,730	21,753,432	▲ 1,462,702
新型コロナウイルス予防接種	96,235,225	-	96,235,225
新型コロナウイルス予防接種	96,235,225	-	96,235,225
保健所管理運営	541,359,149	188,384,837	352,974,312
保健所管理運営	30,425,784	26,463,811	3,961,973
新保健所の整備	510,835,975	161,812,345	349,023,630
衛生統計事務	97,390	108,681	▲ 11,291
感染症対策	426,046,389	-	426,046,389
新型コロナウイルス対策高齢者等インフルエンザ予防接種特別補助	426,046,389	-	426,046,389
狂犬病予防及び動物愛護・管理	26,577,977	27,687,356	▲ 1,109,379
狂犬病予防・動物愛護	23,179,931	23,716,845	▲ 536,914
動物愛護推進協議会の設置・運営	0	183,160	▲ 183,160
飼い主のいない猫(野良猫)対策	2,882,266	2,791,906	90,360
地域における動物愛護の推進	515,780	995,445	▲ 479,665
食育の推進	3,432,493	2,659,288	773,205
食育の推進	3,432,493	2,659,288	773,205

事業名	令和2年度	令和元年度	増 減
生活衛生に関する監視と指導	26,548,291	42,291,316	▲ 15,743,025
医事業事	1,730,146	1,796,427	▲ 66,281
薬物乱用防止対策	72,171	214,164	▲ 141,993
食品衛生	9,637,405	11,104,339	▲ 1,466,934
環境衛生	3,274,178	4,191,294	▲ 917,116
保健栄養	439,631	701,680	▲ 262,049
検体検査	4,631,080	7,907,260	▲ 3,276,180
食品中放射性物質検査	—	2,894,156	▲ 2,894,156
保健所衛生システム管理	6,763,680	13,481,996	▲ 6,718,316
感染症対策	192,427,816	91,081,932	8,137,172
感染症予防対策	66,130,984	55,236,270	10,894,714
結核予防対策	31,632,102	33,509,614	▲ 1,877,512
感染症対策検体検査	915,740	1,795,770	▲ 880,030
新型コロナウイルス感染症対策	92,736,350	540,278	92,196,072
自宅療養者支援	892,640	—	892,640
感染症対策支援	120,000	—	120,000
精神保健対策	20,423,409	20,963,831	▲ 540,422
精神保健対策	18,288,458	16,349,669	1,938,789
精神障害者早期訪問支援	1,339,691	2,919,892	▲ 1,580,201
自殺対策の推進	795,260	1,694,270	▲ 899,010
難病対策	22,116,209	21,008,798	1,107,411
都医療費助成等事務	11,278,941	10,447,491	831,450
大気汚染健康被害対策事務	10,117,415	8,833,460	1,283,955
骨髄ドナー支援事業	—	500,000	▲ 500,000
特殊疾病対策	719,853	1,227,847	▲ 507,994
母子保健	274,834,416	292,361,499	▲ 18,017,987
特定不妊治療費助成	135,071,295	146,894,940	▲ 11,823,645
養育・療育費等助成	25,601,255	30,105,693	▲ 4,504,438
小児慢性特定疾病医療費助成	112,722,516	114,412,420	▲ 1,689,904
小児慢性特定疾病審査会の設置・運営	1,439,350	948,446	490,904
いきいき健康づくり	319,934	2,883,459	▲ 2,563,525
いきいき健康づくり	319,934	2,883,459	▲ 2,563,525
保健医療計画の推進	43,534	42,550	984
保健医療計画推進会議の運営	43,534	42,550	984
受動喫煙対策の推進	17,016,966	29,263,095	▲ 12,246,129
受動喫煙対策の推進	17,016,966	29,263,095	▲ 12,246,129
地域医療体制整備	16,257,970	14,343,229	1,914,741
医療安全支援センター管理運営	4,131,174	7,529,313	▲ 3,398,139
口腔保健支援センターの管理運営	12,126,796	6,813,916	5,312,880

第2章

令和2年度 新規・充実事業

ロタウイルス感染症予防接種の定期接種及び特別接種の実施

(1)目的

ロタウイルスに感染することによって発症するロタウイルス感染症のまん延防止及び重症化予防を図った。また、定期接種の対象者と同学年でありながら対象外である令和2年(2020年)4月2日～7月31日生まれの子を対象に市独自に定期接種と同様に無償での接種を実施した。

(2)対象

- ・定期接種
令和2年(2020年)8月1日以降生まれの子
- ・特別接種
令和2年(2020年)4月2日～7月31日生まれの子

(3)内容

- ・ロタウイルス感染症予防接種を市内医療機関において実施(その他の個別予防接種と同様)
- ・定期接種については、町田市・多摩市・日野市・稲城市の相互乗り入れについても実施
- ・その他の市外の医療機関での接種については、償還払いにて接種を実施
- ・令和2年(2020年)6月1日から特別接種を開始
- ・令和2年(2020年)10月1日から定期接種を開始

(4)方法

- ・生後2か月の乳児の保護者向けに個別通知を送付
- ・保護者が医療機関に直接予約し、予防接種を実施

(5)実績

- ・生後2か月の乳児の保護者向けに個別通知を送付 2,781通
- ・ロタリックス(2回)・ロタテック(3回)の2種類のワクチンを接種 延接種回数 4,916回

おたふくかぜ予防接種の特別接種の実施

(1)目的

おたふくかぜウイルスにより発症するおたふくかぜのまん延防止及び重症化予防を図った。

(2)対象

- ・1歳～1歳11か月(2歳の誕生日を迎えるまで)の子
- ・小学校就学前の1年間の子
- ※令和2年度(2020年度)に限り、1歳～小学校就学前の子全てを対象とした。

(3)内容

- ・おたふくかぜ予防接種を市内医療機関において自己負担3,000円で実施(その他の個別予防接種と同様)
- ・市外の医療機関での接種については、償還払いにて接種を実施
- ・令和2年(2020年)9月1日から開始

(4)方法

- ・令和2年(2020年)8月に対象となる子の保護者向けに個別通知を送付
- ・保護者が医療機関に直接予約し、3,000円を支払い予防接種を実施

(5)実績

- ・対象となる子の保護者向けに個別通知を送付 20,752通
- ・令和2年(2020年)12月に未接種者に対し勧奨通知を送付 6,991通
- ・延接種回数 6,203回

新型コロナウイルス対策高齢者等インフルエンザ定期予防接種特別補助の実施

(1)目的

インフルエンザウイルスにより発症するインフルエンザのまん延防止及び重症化予防を図った。令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染症との同時流行を防ぐため、例年2,500円の自己負担により実施していたものを無償にした。

(2)対象

- ・65歳以上の高齢者
- ・60歳～64歳で特定の障害(身体障害者手帳1級相当)をお持ちの方

(3)内容

- ・インフルエンザ予防接種を市内医療機関において実施(その他の個別予防接種と同様)
- ・町田市・多摩市・日野市・稲城市の相互乗り入れについても実施
- ・その他の市外の医療機関での接種については、償還払いにて接種を実施
- ・令和2年(2020年)10月12日から令和3年(2021年)1月31日まで

(4)方法

- ・接種を希望する医療機関に直接予約し、予防接種を実施

(5)実績

- ・広報はちおうじ10月1日号高齢者インフルエンザ特集号にて周知
- ・延接種回数 90,984回

新型コロナウイルス感染症対策

(1)目的

令和2年(2020年)1月15日に日本国内で初めて感染者が確認され、その後2月1日に指定感染症として定められた新型コロナウイルス感染症患者に対して入院勧告や就業制限等を行って適切な治療と患者の隔離を行うとともに、感染が疑われる者に対し行政検査を行うことで、感染者の早期発見に努め、感染の拡大を防止する。

(2)内容

新型コロナウイルス感染症患者に対し、「感染症法」に基づく入院勧告や就業制限等を行うとともに、感染症の診査に関する協議会を開催し、入院の必要性や期間を審議した。また、感染経路の調査の結果、新たに感染が疑われる者に対してPCR検査を実施し、感染者を早期に把握し感染拡大防止に努めた。

医療機関等での療養が必要な患者に対して、入院調整を行うとともに、自宅療養者に対しては、容態変化を見逃すことがないよう、保健師による健康観察を行ったり、都や医療機関等とも連携しながら受診やパルスオキシメーター・食料の配付に関する支援を行った。

また、集団感染が発生した施設等には、専門家を派遣して感染症に関する指導を行った。

(3)実績(令和2年(2020年)4月～令和3年(2021年)3月)

・市内感染者数 2,914人
・入院者数 814人
・保健所のPCR検査 7,668件(陽性857人、陰性6,811人、陽性率11.2%)

(4)市内の感染状況(令和2年(2020年)3月～令和3年(2021年)3月)

月別感染者推移

令和2年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	計
5	37	4	10	111	114	153	64	234	594	799	321	473	2,919

年代別 感染者数		4月30日までの累計		9月30日までの累計		3月31日までの累計	
	10歳未満	0人	(0.0%)	5人	(1.2%)	70人	(2.4%)
	10代	1人	(2.4%)	24人	(5.5%)	197人	(6.7%)
	20代	8人	(19.0%)	117人	(26.9%)	656人	(22.5%)
	30代	3人	(7.1%)	59人	(13.6%)	372人	(12.7%)
	40代	7人	(16.7%)	77人	(17.7%)	473人	(16.2%)
	50代	11人	(26.2%)	71人	(16.4%)	419人	(14.4%)
	60代	7人	(16.7%)	36人	(8.3%)	250人	(8.6%)
	70代	3人	(7.1%)	23人	(5.3%)	230人	(7.9%)
	80代	0人	(0.0%)	17人	(3.9%)	184人	(6.3%)
	90代	2人	(4.8%)	5人	(1.2%)	65人	(2.2%)
	100歳以上	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)	3人	(0.1%)
	合計	42人		434人		2,919人	

新型コロナウイルスワクチン接種準備

(1)目的

新型コロナウイルス感染症の発症・重症化予防及びまん延を防止するため、ワクチン接種に向けた接種体制を確保し、住民接種に向けた準備を整える。また、「予防接種法の臨時接種に関する特例」に基づき、新型コロナウイルスワクチンの接種を速やかに開始できるよう、市民が利用しやすい独自の市民サービスを提供すること。

(2)対象

- ・令和3年度中に65歳以上になる市民

(3)内容

- ・関係機関との調整
- ・集団接種会場の確保
- ・接種スケジュールの作成
- ・ワクチン接種に係る情報収集
- ・接種券の作成・発送
- ・コールセンターの設置

(4)実績

- ・令和3年3月1日に八王子市新型コロナワクチン接種コールセンターを開設。
- ・令和3年3月29日に令和3年度中に65歳以上になる市民(159,207人)に接種券を発送。

第3章

健康政策課

健康政策課は、企画調整担当、健康づくり担当及び予防接種担当で組織され、企画調整担当は、保健所運営会議の開催、各種統計調査、医療安全支援センター及び口腔保健支援センターの運営等を行った。健康づくり担当は、はちおうじ健康づくり推進協議会と共に、健康増進の普及・啓発、対象者に対する保健栄養に関する指導・助言を行った。予防接種担当は、各種予防接種を実施した。

1 広報活動・健康教育

(1) 広報活動

ア 広報媒体の活用

市広報等を通じて事業の周知を図るほか、所内外に垂れ幕及び看板等を掲示するなどの広報活動を行った。

広報媒体の活用状況(表1-1)

種 別	件 数	内 容
広報「はちおうじ」 (特集号記事含む)	95件	健康政策課37件、生活衛生課10件、保健対策課48件
タウン誌	4件	健康政策課4件
看板の掲示	4件	健康政策課1件、生活衛生課1件、保健対策課2件
シティビジョン等	7件	生活衛生課1件、保健対策課6件
医師会報	12件	

イ ホームページによる情報提供

保健所の事業案内、保健衛生情報、イベント情報等をタイムリーに提供するため、ホームページによる情報提供に取り組んだ。

・ホームページアドレス

(PC版)<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/hoken/007/index.html>

(モバイル版)<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/mobile/kurashi/hoken/007/index.html>

(2) 健康教育

地域住民が保健衛生に関する理解と関心を高め、心身共に健康で楽しく日常生活を快適に過ごすために、業務を通じて健康教育を展開した。また、保健指導や監視指導のほか、地域の実情をとらえ有効な視聴覚教材等を利用して、関係機関と連携しながら講習会などを行った。

健康教育実施状況(表1-2)

区 分	合 計		会 場			
	回数	参加人員 (延)	所 内		所 外	
			回数	参加人員 (延)	回数	参加人員 (延)
元 年 度 総 数	115	6,053	36	976	79	5,077
2 年 度 総 数	27	686	11	205	16	481
感染症(結核・エイズ含む)	9	203	9	203	0	0
精神	4	51	0	0	4	51
難病	1	93	0	0	1	93
アレルギー	—	—	—	—	—	—
成人・老人	—	—	—	—	—	—
健康・食育	5	152	0	0	5	152
歯科	—	—	—	—	—	—
医事・薬事	—	—	—	—	—	—
栄養	2	25	0	0	2	25
食品	6	162	2	2	4	160
環境	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

うち1回8人は
オンライン

(3)DVD等の活用

当所所有のDVD等を、講習会等で利用するとともに学校や老人福祉施設等へ貸出を行い、衛生思想の普及を図った。

DVD等の地域への貸出状況(表1-3)

区 分	食 品 衛 生	環 境 衛 生	栄 養	歯 科	運 動	健 康 づ くり	薬 乱 防 止	喫 煙 防 止	ア ル コ ー ル	救 急	思 春 期	エ イ ズ	感 染 症	S T D	精 神 保 健	合 計
数	1	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	13	—	—	17

(4)AED(自動体外式除細動器)練習機の貸出

当所所有のAED練習機を学校や地域団体に貸出を行い、AEDの操作方法の普及を図った。

AED練習機の貸出状況(表1-4)

貸出先	学校	町会自治会	他団体	庁内	合 計
回 数	0	0	1	0	1

2 研修・教育

(1)実習生等指導

公衆衛生関係の人材の確保と保健医療福祉関係者の公衆衛生についての関心を深めるため、保健師学生、管理栄養士学生に対して下表のとおり実習を受け入れ、指導を実施した。また、保健所以外の業務についても保健福祉センター等の見学をおこない、対人保健サービスに関する理解を深めた。

令和2年度実習生等指導状況(表2-1)

対象	学校名	実施期間	指導人員	指導内容等
保健師学生	杏林大学保健学部看護学科	4月22日 ～7月31日	6名	講義：地域保健活動の実際 見学：家庭訪問、デイケア、 結核検診等
管理栄養士学生	実践女子大学生生活科学部 食生活科学課	9月23日 ～10月30日	10名	講義：保健所各課及び保健栄養 業務について 見学：乳児健診、特定給食施設 指導等

3 情報公開

保健所が保有する情報に対する公文書公開請求及び関係機関からの行政照会の件数は、下表のとおりであり、適切に公文書の公開又は情報の提供を行った。

情報公開の状況(表3-1)

区 分	件数	食品衛生	医事薬事	環境衛生	その他
公 文 書 公 開 請 求	401	184	118	98	1
行 政 照 会	195	67	115	12	1

* 公文書公開請求の件数には、情報提供依頼件数を含む。各区分に計上した数は、各請求・照会ごとの対象公文書数を合計しているため、これらの計は件数と一致しない場合がある。

4 統計・調査

保健衛生行政を推進するための企画と実施上の指針として、また、行政効果を把握するための基礎資料として次の統計及び調査を実施し市内の状況を把握するとともに、東京都を經由して厚生労働省に送付した。

(1)人口動態統計

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をもとに「人口動態調査オンライン報告システム」により調査票データを審査集計し、人口動態を把握するとともに地域保健指標として役立てた。

(2)衛生統計調査

国民保健の実態を知り、社会保障や厚生労働行政の基礎資料とするため、統計法に基づき各種調査を実施した。令和2年度における市内の実施状況は次のとおりである。

各種統計調査実施状況(表4-1)

調査名	目的	期日	対象
国民生活基礎調査	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定すること。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止	-
2020年社会保障・人口問題基本調査 (第16回出生動向基本調査)	世帯変動の実態と要因を明らかにするとともに、世帯推計の精度を高めるための基礎データを収集し、厚生労働行政施策立案の基礎資料を提供すること。		

(3)その他の統計・調査

地域保健・健康増進事業報告

国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な増進のための基礎資料として、市の地域保健事業及び健康増進事業の実施状況を厚生労働省へ報告した。

5 健康づくり

(1)健康ネットワークとして健康づくりを支援する活動

すべての市民が健康でいきいきと暮らしていけるよう、市民・各種団体と行政がネットワークをつくり、健康的な生活様式や健康づくりを支援するまちづくりを進めるため、「はちおうじ健康づくり推進協議会」を平成15年11月に設立した。同協議会とともにイベント等を通し、健康づくりに関する普及啓発活動を毎年実施。

ア 第17回市民健康の日「2020健康フェスタ・食育フェスタ」

毎年5月の第3日曜日を「市民健康の日」と定め、健康づくりを楽しみながら体験できるイベントを開催していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止とした。

健康フェスタ全体会及び実行委員会(表5-1)

項目	回数	開催日	内容等
健康フェスタ・食育フェスタ全体会	-	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため未実施	健康フェスタの開催にむけて、はちおうじ健康づくり推進協議会構成団体から推薦された委員による健康フェスタ実行委員会を設置して検討を進めた。
健康フェスタ・食育フェスタ実行委員会	第1回	1月16日	
	第2回	2月17日	

健康フェスタ・食育フェスタ開催(表5-2)

年度	開催日	会場	参加団体	来場者
30	5月20日	エスフォルタアリーナ 八王子	50団体	10,579名
元	5月19日	エスフォルタアリーナ 八王子	53団体	11,072名
2	中止	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止		

イ 健康づくり活動発表会

毎年地域でいきいきと活動しているグループや団体の発表を通じて、地域における健康づくりの活性化を図る事を目的に開催していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止とした。

実施状況(表5-3)

年度	内容	開催日 会場	参加団体	来場者
元	親子のためのからだあそび ～パパ・ママいっしょに動こうよ！笑おうよ！～ 講師 株式会社P3 代表取締役/Studio TAKT EIGHT 主宰/ 理学療法士/ヨガ・インストラクター 中村 尚人氏	2月11日 南大沢文化会館 交流ホール	11団体	107名
2	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止			

ウ 第41回八王子いちよう祭りへの参加

健康づくりに関する健康情報の発信や市民健康の日のPRを行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、いちよう祭り全体の開催方法が変更され、ブース出展ができなかった。

いちよう祭り参加状況(表5-4)

年度	開催日	参加団体	来場者
元	11月16・17日	7団体	10,085名
2	不参加		

(2)健康づくりサポーター

地域において市民が生涯を心豊かにいきいきと生きがいをもって暮らせるよう、地域における健康づくりを推進することを目的とし、健康づくりサポーターを養成する。また、健康づくりサポーターが、地域に健康づくりの輪を広げていけるよう支援する。

健康づくりサポーター登録者数
(表5-5)

年度	登録者
元	127
2	137

(3)生涯を通じた女性の健康支援事業

妊娠、出産等女性固有の機能及び身体的特徴を有することから生じる女性の心身に関するさまざまな支障や悩みに対応するため、関係所管とともに教育・相談等を実施した。

女性の健康支援事業実施状況(表5-6)

年度	健康教育	健康相談	不妊・不育症相談
元	256回	通年実施	通年実施
2	216回	通年実施	通年実施

※保健福祉センター等、市の取り組みの計

6 食育の推進

市民一人ひとりの食に関する理解や関心を深め、健全な食生活の実践を目指す『第2期八王子市食育推進計画』に基づき、健康フェスタ・食育フェスタ、市民食育講座の開催をする予定だったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止とした。しかし、コロナ禍で自宅にいる機会が増えたため、チラシ「おうちごはんのちょっとしたコツ」で手軽にバランスの良い食事をとる方法を周知した。

(1) 専門的栄養指導等

生活習慣病ハイリスク者・在宅難病患者等への専門的栄養指導及び集団指導を行った。

ア 個別栄養指導

個別栄養指導状況(表6-1)

年 度	総 数	再 掲			
		生活習慣病	難病	その他疾病	その他
元	19	12	0	1	6
2	18	9	0	1	8

イ 集団栄養指導

集団栄養指導状況(表6-2)

年 度	総 数	再 掲				再掲
		生活習慣病	難病	その他疾病	その他	精神
元	78	12	0	0	66	30
2	49	32	0	0	17	0

(2) 地区組織活動支援

ア 団体支援

市民の食生活の向上、健康づくりの推進のため地域で活動している団体への支援を行った。

団体支援(表6-3)

項 目	実施回数	延べ人員
地域活動栄養士会	6回	39人
八王子管理栄養士の会ダイエタリー・フレンズ	6回	30人

(3) 国民健康・栄養調査

国民の総合的健康増進を図る基礎資料として、健康増進法に基づき厚生労働省の指定地区対象に調査を実施する予定だったが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止となった。

(4)食育推進事業

八王子市食育推進計画の推進を図るため、八王子市食育推進会議を開催した。また、事業の取り組みとして食環境整備を行った。

ア 食育推進会議

八王子市食育推進計画の推進を図るため、総合的な見地から意見交換を行った。

イ 食環境整備事業

市民の健康寿命の延伸に向けて生活習慣病予防の観点から、市内の外食産業（飲食店、給食施設、スーパー等）に対し、野菜摂取や減塩、食事量の調整が出来るサービスを提供できる店舗の登録店制度を行い、外食産業と連携して食環境整備を図っている。

はちおうじ健康応援店(表6-4)

年度	登録店舗
元	82
2	114

ウ 市民食育講座

毎年6月の食育月間にあわせ、市民の食育への関心や理解を深めるための講演会を実施していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止とした。

7 受動喫煙対策の推進

「健康増進法の一部を改正する法律」及び「東京都受動喫煙防止条例」に基づき、施設管理権原者や市民へ制度の周知啓発を行うとともに施設管理権原者を対象とした監視及び指導などを実施した。

(1) 苦情・相談による立入り件数等

施設管理権原者や市民からの苦情や相談により施設等を訪問し対応した。

立入りによる指導・助言件数及び指導・助言に応じない場合の勧告件数(表7-1)

年度	立入件数	勧告数
元	27	0
2	74	0

8 予防接種

予防接種法に基づき、各種予防接種を実施し、感染症のまん延及び発病・重症化の予防に努めた。

定期(A類疾病)予防接種実施状況(表8-1)

区分		延接種者数	対象者数※1	接種率
定期 予 防 接 種	B型肝炎	9,233 人	- 人	- %
	定期接種	9,144	8,343	109.6
	特別接種(1・2歳児に対する経過措置)※2	89	-	-
	ヒブ(インフルエンザ菌b型)感染症	12,732	11,555	110.2
	小児用肺炎球菌感染症	12,489	11,555	108.1
	四種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ)	13,007	11,555	112.6
	三種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風)	1	-	-
	急性灰白髄炎(不活化ポリオ)	6	-	-
	二種混合(ジフテリア、破傷風)	4,944	4,827	102.4
	結核(BCG)	3,143	2,781	113.0
	麻しん風しん混合(MR)	7,421	-	-
	定期接種	7,231	7,395	97.8
	特別接種(2～18歳の定期接種未接種者)※2	190	-	-
	水痘(みずぼうそう)	6,727	6,424	104.7
	日本脳炎	18,545 ※3	15,565	119.1
	子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス感染症)	990	7,176	13.8
	ロタウイルス	4,916	13,905	77.3
	定期接種	2,659	-	-
	特別接種(令和2年4月2日～7月31日生の子)※2	2,257	-	-
	風しんの第5期(昭和37年(1962)4月2日～54年(1979)4月1日生の男性)	1,330	-	-
	先天性風しん症候群対策麻しん風しん混合特別接種 ※2	345	-	-
	19歳以上の妊娠を予定又は希望する女性	241	-	-
	上記女性の19歳以上の同居者	69	-	-
	妊婦の19歳以上の同居者	35	-	-
	おたふくかぜ ※2 ※4	6,203	41,504	14.9
	小計	102,032	-	-
高 齢 者 定 期 予 防 接 種	高齢者インフルエンザ(実施期間:10月12日～1月31日)	90,984	154,828	58.8
	高齢者肺炎球菌感染症	6,616	-	-
	定期接種	5,868	21,196	27.7
	特別接種 ※2	748	-	-
	小計	97,600	-	-
計		199,632	-	-

※1 対象者数は本市が接種対象者に送付した勧奨通知の累積件数
※2 市独自の費用助成制度
※3 延接種者数には特例接種対象者(平成12年(2000年)4月2日～21年(2009年)10月1日生)を含む。
※4 令和2年度に限り、1歳～小学校就学前までの全年齢を対象とした。

南多摩5市定期接種相互乗り入れ実施状況(表8-2)

区分		町田市	日野市	多摩市	稲城市	延接種者数
本市の市民が他市で接種	定期	298	1,750	1,061	13	3,122
	高齢者 ※1	424	1,279	1,750	46	3,499
他市の市民が本市で接種	定期 ※2	1,256	801	153	60	2,270
	高齢者 ※1	1,007	887	457	32	2,383

※1 高齢者の相互乗り入れはインフルエンザのみ。
※2 他市の市民が本市で接種を受けた際に要した費用21,559,552円を予防接種精算金として収入した。

9 医療安全支援センター

医療安全支援センターを運営し、医療に関する市民からの相談、苦情等に対応した。また、令和3年2月、八王子市医療連携推進懇談会に当センターの運営状況について報告した。（書面開催）

なお、今年度の医療機関従事者への研修は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止とした。

(1)医療安全相談窓口

相談件数(表9-1)

年度	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
元	935	84	85	95	93	83	63	67	59	80	72	79	75
2	930	84	36	72	89	78	84	88	91	74	67	72	95

相談者(表9-2)

年度	本人	家族・親戚	友人・知人	医療機関	その他	不明
元	650	232	18	1	19	15
2	700	201	9	1	10	9
割合(%)	75.2	21.6	1.0	0.1	1.1	1.0

内容(表9-3)

年度	相談	苦情
元	689	246
2	683	247
割合(%)	73.4	26.6

処理経過(表9-4)

年度	課題整理	対処方法の提案・助言・説明	医療・関係機関案内	当該機関(施設)へ連絡	立入検査(担当部署引継ぎ含む)	相談継続	市の関係部署案内	傾聴	その他(相談者から中断)	対応困難で終了(暴言等)
元	12	576	264	9	0	13	40	16	4	1
2	22	609	223	4	1	6	32	29	4	0

10 口腔保健支援センター

コロナ禍における口腔保健指導として、小学校養護教諭、市民を対象としたオンラインでの研修会、ほけんだよりコラム支援、給食時間での校内放送支援、感染症に十分配慮した歯みがき指導、歯科講話等を実施した。

また、広報特集号を発行し、歯科疾患予防やオーラルフレイル予防の周知啓発を行うとともに、口腔機能の維持向上に関するリーフレットを配布し、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図った。

なお、今年度の医療従事者、福祉施設職員への研修は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止とした。

(1)研修会

研修会(表10-1)

研修会名	開催日	方法	テーマ・講師	対象者
市民向け講習会	3月5日(金)～	オンライン開催 (YouTubeでの視聴)	子どもの「食べる」の 育ちかた・伸ばしかた 講師 町田 麗子氏	市民
小学校養護教諭向け 研修会	3月9日(火)～ 6月30日(水)	オンライン開催 (YouTubeでの視聴)	感染症対策に配慮した 口腔衛生指導における 重要なポイント 講師 当センター歯科 医師、歯科衛生士	市立小学校養護教諭

(2)普及啓発

ほけんだよりコラム支援(表10-2)

内容	コラム数
保育園、幼稚園、小学校、中学校の 児童生徒向け	45種類
小学生向けクイズ形式	9

給食時間での校内放送支援(表10-3)

対象	校数	児童生徒数	実施回数
小学校	29校	10,897人	104回
中学校	15	4,987	48

朝礼での歯科講話(表10-4)

施設名	開催日
川口小学校	10月26日(月)
美山小学校	11月16日(月)

歯みがき指導・歯科講話(表10-5)

施設名	開催日	対象者
第四中学校	12月17日(木)	特別支援学級(1年生)

リーフレット配布状況(表10-6)

名称	内容	部数	主な配布先
DENTAL CARE FOR LIFE (東京都福祉保健局作成)	ライフステージごとの口腔ケアと歯科に関する情報をわかりやすく説明	3,280部	いい歯の日にちなんだ校内放送を実施した小中学校の小1及び中1の児童・生徒
口腔機能の維持・向上 (東京都福祉保健局作成)	嚥下体操、唾液腺マッサージ等を紹介し、日頃の口腔ケアの大切さを説明	各30部	健康づくりサポーター
介護予防で健康長寿 口の中を大切にしよう	口腔機能の向上が介護予防と健康長寿につながることをわかりやすく説明		

11 災害対策

保健所(健康部)は、医療保険部と共に、災対医療保険部・健康部として市の災害対策本部に位置付けられている。

(1)体制

保健所の危機管理対応にあたるほか、災害対策本部、水防本部など市災対本部への配属、さらに災対医療保険部・健康部として2次救急病院等15か所の緊急医療救護所に要員を配置している。

訓練(表11-1)

訓練等	実施日	会場	訓練内容	参加者数(全体)
総合防災訓練 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止	-	-	-	-
図上訓練 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため規模を縮小して実施	1月20日 (水)	大横保健福祉センター	「医療救護活動拠点」における、発災直後から発災7日目までに想定される事象に関する対応について確認	医療保険部10名 健康部 6名 計16名

第4章

生活衛生課

生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当及び庶務・動物衛生担当で組織され、市民の日常生活に密接に関連する医事・薬事、環境衛生、食品衛生、保健栄養並びに狂犬病予防及び動物の愛護・管理等に係る各種の事業を実施した。

1 医事・薬事

(1)医療機関等の許認可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

一般診療所・歯科診療所への立入調査を67件実施し、そのうち、診療用エックス線装置の監視指導は、17件実施した。また、衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っており、9件の立入調査を実施した。

(2)薬局等の許認可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、医薬品等一斉監視指導を1回及び医療機器一斉監視指導を1回実施すると同時に、医薬品2品目、化粧品2品目及び医療機器1品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。

(3)毒物劇物販売業者等の許認可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、6月には農薬等の一斉指導、10月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に努めている。

(4)医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受付及び交付を行っている。

(5)家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品・洗剤等40検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

(6)救急医療機関

医療機関から、救急業務に関し協力する旨の申し出があった場合の届出書類の受理及び実地調査等を行っている。令和2年度に救急業務に関し協力する旨の申し出があって、告示のあった医療機関は3施設であった。

(7)年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっており、保健所では、医療機関等へ届出書類を発送するとともにそれらの受理(回収)を行っている。

医事薬事関係施設数及び監視指導件数(表1-1)

(令和2年度)

業績			施設数		新規	廃止	更新	諸届	監視指導	
			元年度末	2年度末						
病院			38	38	1	1	－	140	3	
一般診療所			385	383	17	19	－	296	39	
		有床	16	16	0	0	－	36	3	
		無床	369	367	17	19	－	260	36	
歯科診療所			287	282	15	20	－	205	28	
		有床	0	0	0	0	－	0	0	
		無床	287	282	15	20	－	205	28	
助産所			20	23	5	2	－	7	1	
		有床	2	2	0	0	－	0	0	
		無床	18	21	5	2	－	7	1	
衛生検査所			6	8	2	0	－	17	9	
施 術 所	あん摩マッサージ指圧、はり、灸		337	346	19	10	－	96	23	
	柔道整復		165	161	10	14	－	71	13	
出張施術業務者			301	307	11	5	－	16	0	
医業類似行為			0	0	0	0	－	0	0	
歯科技工所			83	86	4	1	－	6	6	
総数			1,622	1,634	84	72	0	854	122	
医 薬 品	薬局		222	231	16	7	18	1,063	149	
	販売業	店舗販売業	93	95	7	5	3	300	53	
		卸売販売業	42	42	2	2	4	55	15	
	薬局製剤製造販売業		11	11	1	1	2	10	7	
	薬局製剤製造業		11	11	1	1	2	8	7	
	麻薬小売業者		165	173	14	6	80	502	91	
	向精神薬販売業者		264	273	－	－	－	0	164	
	覚醒剤原料取扱薬局		222	231	－	－	－	27	149	
高度管理医療機器販売業・貸与業			167	173	11	5	16	113	47	
高度管理医療機器販売業			123	128	11	6	10	84	86	
高度管理医療機器貸与業			0	0	0	0	0	0	0	
管理医療機器販売業・貸与業			436	448	28	16	－	6	86	
管理医療機器販売業			796	812	30	14	－	66	86	
管理医療機器貸与業			3	3	0	0	－	0	0	
化粧品販売業			357	368	25	14	0	0	0	
医薬部外品販売業			357	368	25	14	0	0	0	
毒 物 劇 物	販売業	一般販売業		163	162	7	8	15	60	62
		特定品目販売業		6	5	0	1	0	1	4
		農業用品目販売業		6	6	1	1	0	5	8
	業務上 取扱者	届出	電気メッキ業	1	1	0	0	－	0	1
			金属熱処理業	0	0	0	0	－	0	0
			運送業	0	0	0	0	－	0	0
		非届出	工場・研究所	60	60	－	－	－	－	4
			学校	142	142	－	－	－	－	0
総数			3,647	3,743	179	101	150	2,300	1,019	

医療従事者免許受付件数(表1-2)

年 度	区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	衛 生 検 査 技 師	視 能 訓 練 士	作 業 療 法 士	理 学 療 法 士	そ の 他 免 許
元	総 数	873	25	13	167	45	6	397	52	14	33	1	7	48	65	0
2	総 数	722	23	8	114	38	11	353	46	15	23	1	7	30	53	0
	新 規	405	17	6	61	8	3	205	16	11	10	0	6	23	39	0
	籍訂正・書換	282	3	2	52	27	8	137	18	3	11	1	1	7	12	0
	再 交 付	32	2	0	0	3	0	11	11	1	2	0	0	0	2	0
	除 籍 (まっ消)	3	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

医療施設従事者年末届出件数(表1-3)

(令和2年12月31日現在)

区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	保 助 看 准 健 産 護 看 師 師 師 護 師 師 師 師
件 数	9,904	1,232	428	1,676	498	99	5,971

* 医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的として、2年ごとに調査を行っている。

2 薬物乱用防止対策

覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用が若年層を中心に深刻な状況であることから、東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会(以下「薬防協」)の活動を支援する「薬物乱用防止推進サポーター」を活用した啓発を行い、市民に対して薬物の危険性等を幅広く周知するなど、薬物乱用の防止対策に努めている。

薬物乱用防止推進サポーター

市では、市民団体等から推薦された15名を薬物乱用防止推進サポーターとして登録し、薬防協指導員の薬物乱用防止教育や啓発活動を支援するとともに、それぞれの地域における啓発活動を強化し、多くの市民に薬物乱用の恐ろしさを訴えた。

薬物乱用防止推進サポーターの主な活動(表2)

啓発活動等	活動内容
健康フェスタ	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。
薬物乱用防止ポスター・標語選考会(第一次)	都が主催する薬物乱用防止ポスター・標語事業に関して、八王子地区協議会作品の第一次選考会を行った。
いちよう祭り	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。



3 環境衛生

環境衛生事業は、市民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

(1)施設と監視指導

環境衛生関係施設数・新規・廃止・監視指導件数(法令に基づく業種分類)(表3-1)

業 種		施 設 数		新 規	廃 止	諸 届	監視指導
		元年度末	2年度末				
総	数	6,198	6,165	130	163	420	714
理	容 所	305	300	21	26	15	131
美	容 所	733	749	64	48	129	276
ク	リ ニ ン グ	299	286	17	30	26	33
内 訳	一 般	96	88	1	9	5	13
	取 次 所	203	198	16	21	21	20
公	衆 浴 場	39	38	0	1	31	41
内 訳	普 通	3	3	0	0	1	7
	そ の 他	36	35	0	1	30	34
旅	館 業	64	66	4	2	14	49
内 訳	旅 館 ・ ホ テ ル	57	58	2	1	13	42
	簡 易 宿 所	7	8	2	1	1	7
	下 宿	0	0	0	0	0	0
	季 節 営 業 (再 掲)	0	1	2	1	0	2
興	行 場	22	22	0	0	11	8
内 訳	映 画 館	9	9	0	0	9	0
	多 目 的 利 用 施 設	8	8	0	0	2	6
	そ の 他	5	5	0	0	0	2
	仮 設 興 行 場	0	0	0	0	0	0
プ	ー ル	26	28	2	0	15	30
水	道 施 設	2,885	2,859	14	40	95	67
内 訳	上 水 道	—	—				
	簡 易 水 道	—	—				
	専 用 水 道	34	33	0	1	13	32
	簡 易 専 用 水 道	710	704	9	15	33	22
	特 定 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	519	509	4	14	48	12
	特 定 外 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	1,622	1,613	1	10	1	1
温	泉 利 用 施 設	11	11	0	0	1	7
墓	地 等	1,602	1,595	5	12	17	21
内 訳	墓 地	1,586	1,579	5	12	12	20
	納 骨 堂	15	15	0	0	4	0
	火 葬 場	1	1	0	0	1	1
特	定 建 築 物	187	186	2	3	66	25
住	宅 宿 泊 事 業	25	25	1	1	0	26

環境衛生関係施設数・届出・廃止・監視指導件数(要綱に基づく施設)(表3-2)

業 種	施 設 数		新 規	廃 止	諸 届	監視指導
	元年度末	2年度末				
コインオペレーションクリーニング	77	79	2	0	0	3
コインシャワー	0	0	0	0	0	0
飲用に供する井戸等	699	625	1	75	1	0

(2)環境衛生関係施設の検査

環境衛生関係施設法令に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行った。なお、施設の検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

理容所・美容所の空気検査等(表3-3)

業 種	検 査	適 合	不適合	検査数	検査数中		項目別不適合数 (延べ数)	
	施設数	施設数	施設数		適 合	不適合	照度	炭酸ガス
理容所	58	58	0	58	58	0	0	0
美容所	88	87	1	88	87	1	1	0
					基 準		100Lux以上	0.5%以下

クリーニング所の溶剤検査(表3-4)

検 査	空気検査						水質検査					
溶 剤	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中	
					適 合	不適合					適 合	不適合
テトラクロロ エチレン	12	12	0	17	17	0	1	1	0	1	1	0
		基 準		25ppm以下			基 準		0.1mg/L以下			

公衆浴場の水質検査等(表3-5)

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)					
					適 合	不適合	濁 度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸菌群	照 度	レジオネラ属 菌	遊離残留 塩素
普 通	5	3	2	28	21	7	0	0	2	3	2	2
その他	23	21	2	123	117	6	0	0	0	5	1	0
					基 準		5度以下	25mg/ℓ以下	1個/mℓ 以下	20Lux 以上	検出され ないこと	0.4mg/L 以上

宿泊施設の浴槽水の水質検査(表3－6)

検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	適 合	不適合	不適数(延べ数)
						レジオネラ属菌
1	1	0	1	1	0	0
				基 準		検出されないこと

興行場の空気検査等(表3－7)

検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)			
				適 合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量	照度
6	6	0	16	16	0	0	0	0	0
				基 準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/㎡以下	*

* 場内において映写中または演技中は0.2Lux以上、休憩中は20Lux以上

プールの水質検査等(表3－8)

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)								
				適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸 カリウム消費 量	大腸菌	一般 細菌	レジオネ ラ属菌	照 度	遊離残 留塩素	炭酸 ガス
21	14	7	64	54	10	0	0	1	0	2	2	0	7	0
				基 準		5.8～ 8.6	2度 以下	12mg/ℓ 以下	検出され ないこと	200個/㎖ 以下	検出され ないこと	100Lux 以上	0.4mg/ ℓ以上	0.15% 以下

温泉利用施設の水質検査(表3－9)

検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	適 合	不適合	不適合数(延べ数)
						レジオネラ属菌
5	5	0	6	6	0	0
				基 準		検出されないこと

特定建築物の空気検査等(表3－10)

事務所、学校、店舗、興行場、旅館、図書館、博物館等、多数の人が利用する建築物のうち、用途に供される部分の延べ建築面積が3,000㎡以上(学校教育法第1条に規定する学校は8,000㎡以上)の特定建築物の立入検査を実施し、室内空気環境測定等を行った。

検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	項目別不適合数(延べ数)							
			温度	相対湿度	気流	浮遊粉じん量	二酸化炭素	一酸化炭素	ホルムアルデヒド	
3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
			管理基準	17℃以上 28℃以下	40～70%	0.5m/秒 以下	0.15mg/m ³ 以下	1000ppm 以下	10ppm以下	0.1 mg/m ³ (0.08ppm) 以下

(3)行政による水質検査

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。

井戸水の水質検査(表3－11)

検査数	適合施設数	不適合施設数	検査数中		項目別不適合数(延べ数)					
			適合	不適合	一般細菌	大腸菌	塩化物イオン	全有機炭素(TOC)	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	その他(6項目)
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(4)衛生管理講習会

例年実施している施設の衛生管理講習会は、新型コロナウイルス対策のため中止し、代替として事業者へ講習資料の書面配付を行った。

衛生管理講習会(表3－12)

	対 象	回数	内 容	受講者数
1	プールの管理者	－	プールの衛生、安全管理について	－
2	子ども施設の管理者	－	小規模プールの衛生管理について	－
3	宿泊施設の経営者	－	新型コロナウイルスの消毒・除菌、日常の衛生管理について	－
4	美容所の経営者	－	施設の衛生管理、新型コロナウイルス対策について	－
5	理容所の経営者	－	施設の衛生管理、新型コロナウイルス対策について	－
6	特定建築物の管理者	－	空気環境の管理、新型コロナウイルス対策について	－

(5)苦情と相談

内容別相談件数(表3－13)

総 数	営 業 関 係				飲 料 水					その他
	* 六 法	その他 (特定建築物含む)	住宅宿泊 事業	計	水道法 適用施設	特定小規模貯水槽 水道	特定外 小規模貯水槽水道	飲用に 供する 井戸等	計	
708	392	168	15	575	41	54	1	27	123	10

*六法:理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法

(6)室内環境対策

健康づくりや快適な居住環境の確保のため、ダニ・カビの発生、有害化学物質などに関する相談に対し、助言・指導を行った。

室内環境対策(表3－14)

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	合 計
相 談 件 数	1	3	0	114	8	4	130
調 査 件 数	1	0	0	0	0	0	1

(7)飛散花粉数調査

花粉症対策の基礎資料とするため、八王子市保健所を観測点として、スギ、ヒノキ、ブタクサ等の飛散花粉数を調査した。

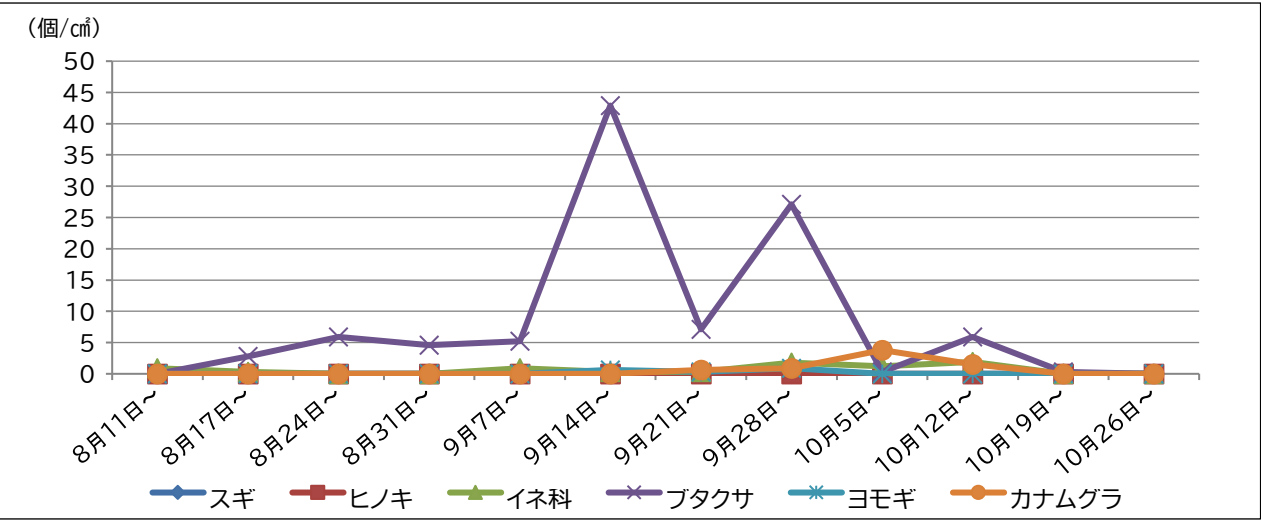
令和2年秋(令和2年8月11日から令和2年11月1日までの間)の八王子市観測点でのスギ・ヒノキ・イネ科等6種の週合計飛散花粉数において、最も多く飛散していたのはブタクサ花粉であった。(図3-1)

令和3年春(令和3年1月4日から令和3年5月12日までの間)の八王子市観測点でのスギ花粉の飛散開始は2月12日、スギ・ヒノキ合計飛散花粉数は5096.3個/cm³であり、昨春の約1.7倍の飛散を観測した。

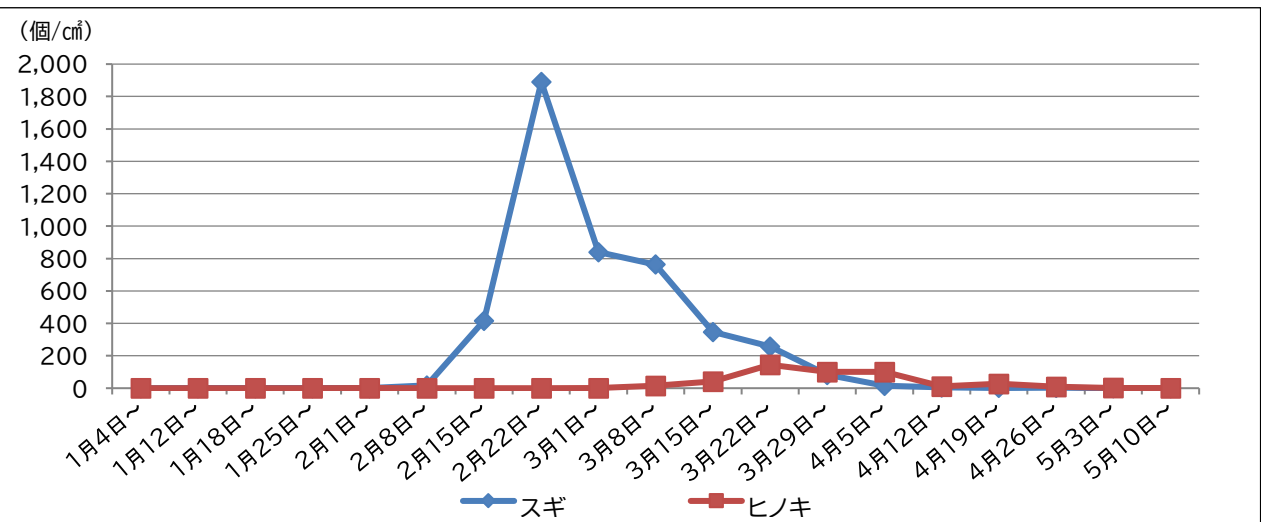
また、今春はスギ花粉がヒノキ花粉の約10.2倍の飛散となった。(図3-2)

東京都内のスギ・ヒノキ合計飛散花粉数は昨春の約1.5倍であり、過去10年平均の約6割であった。(図3-3)

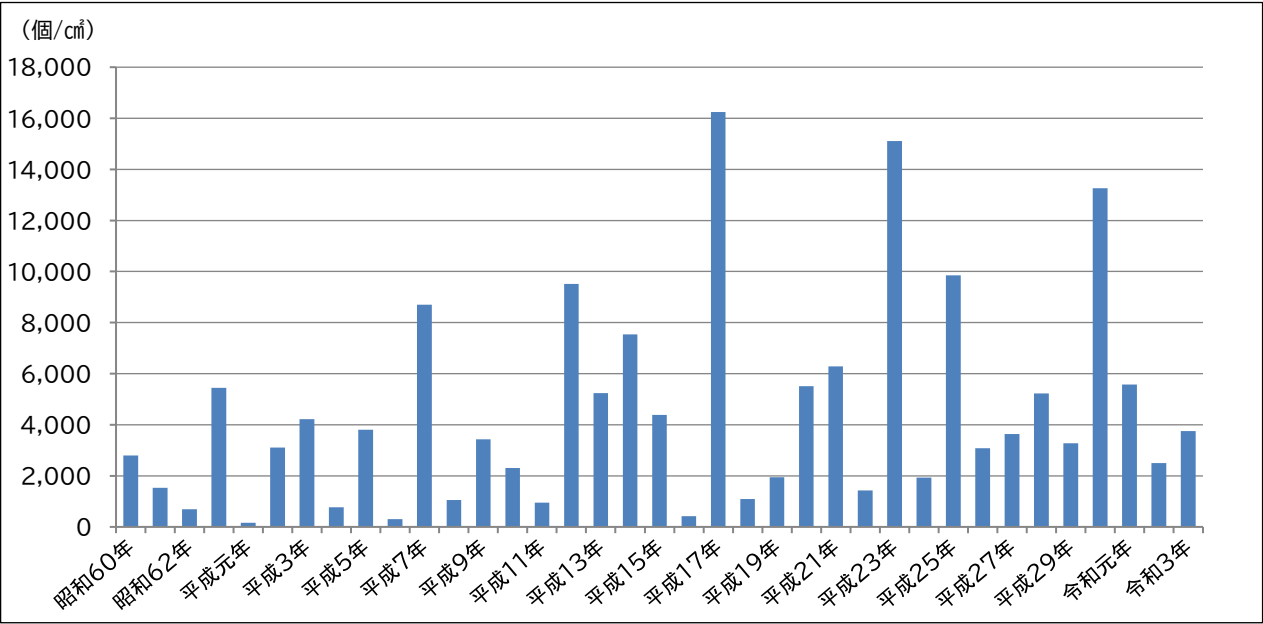
令和2年秋八王子市観測点におけるアレルギーとなる飛散花粉数(週別)(図3-1)



令和3年春八王子市観測点のスギ・ヒノキ飛散花粉数(週別)(図3-2)



スギ・ヒノキ飛散花粉数の都内観測地点平均値の推移(年別)(図3－3)



4 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等の危害発生を未然に防止し、食品衛生の向上を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これら施設に対する監視指導、市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の収去検査を実施した。また、食品関係営業者等の衛生知識の普及向上を目的に、衛生講習会を実施した。

(1) 営業施設、許可数、監視指導件数

食品衛生法第52条に規定する営業(表4-1)

区 分		元年度末 営業所数	2年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数
				新 規	更 新		
合 計		8,242	8,142	710	1,012	810	2,358
飲 食 店 営 業	旅館・ホテル	45	44	1	5	2	8
	バー・キャバレー	195	195	33	7	33	62
	一般飲食店	3,241	3,186	294	373	349	884
	民生食堂	—	—	—	—	—	—
	すし屋	103	104	5	19	4	40
	そば屋	89	87	3	18	5	25
	仕出し屋	51	49	4	5	6	18
	弁当屋	159	157	21	29	23	84
	そう菜店	125	125	14	14	14	61
	コンビニエンスストア等	4	4	—	—	—	—
	移動	3	4	1	1	—	2
	臨時	342	302	8	51	48	61
	許可ある集団給食	272	270	17	32	19	53
	自動車	144	165	38	10	17	47
	自動販売機	66	53	6	7	19	13
	天ぷら船	—	—	—	—	—	—
	屋形船	—	—	—	—	—	—
小 計		4,839	4,745	445	571	539	1,358
喫 茶 店 営 業	店舗	76	73	6	10	9	22
	自動販売機	480	449	21	71	52	96
	自動車	4	5	1	—	—	1
	小 計	560	527	28	81	61	119
菓 子 製 造 業	パン製造業	177	175	6	15	8	36
	生菓子製造業	151	144	8	24	15	43
	その他の菓子製造業	321	328	43	29	36	102
	移動	—	—	—	—	—	—
	臨時	85	79	4	14	10	19
	自動車	52	55	10	6	7	16
	小 計	786	781	71	88	76	216
あん類製造業		3	3	—	1	—	4
アイスクリーム類製造業		70	73	8	11	5	27
乳処理業		—	—	—	—	—	—
特別牛乳さく取処理業		—	—	—	—	—	—
乳製品製造業		7	7	—	—	—	2
集乳業		—	—	—	—	—	—
乳 類 販 売 業	専業	28	25	1	4	4	7
	ショーケース売り	586	576	26	80	36	135
	自動販売機	230	219	4	26	15	31
	自動車	9	11	3	—	1	3
	小 計	853	831	34	110	56	176

区 分		元年度末 営業所数	2年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数
				新 規	更 新		
食肉処理業		15	16	1	1	—	5
食 肉 販 売 業	一般	116	128	23	17	11	80
	包装	346	356	32	44	22	87
	自動販売機	—	—	—	—	—	—
	自動車	7	10	3	—	—	3
	小 計	469	494	58	61	33	170
食肉製品製造業		8	8	—	1	—	5
魚 介 類 販 売 業	一般	142	139	13	17	16	75
	包装	322	326	22	44	18	75
	自動車	8	11	3	—	—	3
	小 計	472	476	38	61	34	153
魚介類せり売業		1	1	—	—	—	—
魚肉ねり製品製造業		8	8	—	2	—	12
食 品 の 冷 凍・冷蔵業	冷凍業	13	16	3	3	—	17
	冷蔵業	9	9	—	4	—	4
	小 計	22	25	3	7	—	21
食品の放射線照射業		—	—	—	—	—	—
清涼飲料水製造業		7	7	—	—	—	2
乳酸菌飲料製造業		—	—	—	—	—	—
氷 雪 製 造 業	冰雪製造業	—	—	—	—	—	—
	自動角氷製造機	—	—	—	—	—	—
	自動販売機	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
冰雪販売業		5	3	—	2	2	3
食 用 脂 肪 製 造 業	動物性油脂	2	2	—	—	—	1
	植物性油脂	3	4	1	—	—	1
	小 計	5	6	1	—	—	2
マーガリン又はショートニング製造業		—	—	—	—	—	—
みそ製造業		—	—	—	—	—	—
醤油製造業		1	1	—	—	—	—
ソース類製造業		4	4	—	1	—	2
酒類製造業		3	3	—	1	—	1
豆腐製造業		13	13	—	1	—	19
納豆製造業		1	1	—	—	—	—
めん類製造業		31	35	8	6	4	23
そうざい製造業		47	62	15	6	—	36
かん詰又はびん詰食品製造業		5	5	—	—	—	—
添加物製造業		7	7	—	—	—	2

東京都食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業(表4-2)

区 分			元年度末 営業所数	2年度末 営業所数	許可件数		廃業数	監視件数
					新 規	更 新		
食 品 製 造 業 等 取 締 条 例 等 に 関 する 営 業	行 商	弁当等人力	7	4	—	3	3	3
		菓子	1	20	42	・	22	1
		豆腐及びその加工品	—	—	1	・	1	1
		ゆでめん類	—	—	1	・	1	1
		アイスクリーム類	—	—	—	・	—	—
		魚介類及びその加工品	1	—	1	・	2	1
		小 計	9	24	45	3	29	7
	つけ物製造業		24	22	—	2	2	3
	製菓材料等製造業		4	5	1	1	—	3
	粉末食品製造業		12	12	—	3	—	4
	そう菜半製品等製造業		8	6	1	—	3	2
	調味料等製造業		32	34	4	3	2	15
	魚介類加工業		3	3	—	—	—	3
	液卵製造業		—	—	—	—	—	—
	食 料 品 等 販 売 業	店舗	507	494	34	48	47	136
		包装	277	277	39	35	39	97
		包装(一時販売)	17	18	4	—	3	4
		自動販売機	93	95	4	4	2	8
		自動車	14	17	4	—	1	4
		小 計	908	901	85	87	92	249
	卵選別包装業者		3	3	—	・	—	—
	総 計		1,003	1,010	136	96	128	286
ふぐ条例 営業	ふ ぐ 取 扱 所		44	40	2	・	6	42
	ふぐ加工製品取扱施設		132	137	14	・	9	34

* 行商(弁当等人力を除く)の施設数については、令和2年(2020年)12月31日現在である。

東京都食品製造業等取締条例に規定する給食施設等(表4-3)

区 分		元年度末 営業所数	2年度末 営業所数	報告数	廃業数	監視件数
総 数		345	350	16	11	16
集 団 給 食 施 設	学校・幼稚園	88	91	3	—	14
	病院・診療所	24	23	2	3	—
	工場・事業所	3	3	—	—	—
	児童福祉施設	124	123	2	3	2
	社会福祉施設	81	83	7	5	—
	ボランティア給食	6	6	—	—	—
	そ の 他	17	18	1	—	—
	給食(届出以外)	2	3	1	—	—

食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数(表4-4)

区 分	元年度末 営業所数	2年度末 営業所数	許 可 件 数	休止数	廃業数	監視件数
食鳥処理業	3	3	—	1	—	8

八王子市食品衛生法施行細則第5条に規定する営業等(表4-5)

区 分		元年度末 営業所数	2年度末 営業所数	報 告 件 数	廃業数	監視件数
総 計		5,585	5,651	308	242	264
許 食 品 を 製 造 し な い	製粉・精米・精麦業	111	111	—	—	—
	つけ物製造業	30	30	—	—	—
	その他の 食品製造業	34	34	—	—	—
	一般食品 乳肉食品	—	—	—	—	—
小 計		175	175	—	—	—
許 可 を 要 し な い 食 品 販 売 業	魚介類加工品販売業	670	676	28	22	24
	乳製品販売業	697	703	28	22	24
	アイスクリーム類販売業	844	850	28	22	24
	野菜果物販売業	582	588	28	22	24
	菓子(パンを含む)販売業	1,013	1,019	28	22	24
	主食販売業	161	167	28	22	24
	酒類・調味料販売業	378	384	28	22	24
	その他の食品販売業	172	178	28	22	24
小 計		4,517	4,565	224	176	192
器 お も ち 器 や 包 装	食器具容器包装製造業	—	—	—	—	—
	食器具容器包装販売業	207	213	28	22	24
	おもちゃ製造業	—	—	—	—	—
	おもちゃ販売業	219	225	28	22	24
小 計		426	438	56	44	48
添加物製造業		—	—	—	—	—
添加物販売業		467	473	28	22	24
乳さく取業		—	—	—	—	—

(2)食品検査等

ア 収去検査

食品衛生法第28条の規定に基づき、市内に流通する食品の安全を確認するために食品の収去検査を実施した。

食品別収去検査（表４－６）

項目		合 計			細菌検査			化学検査		
		合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
食品分類										
元年度総数		172	171	1	108	107	1	64	64	－
2年度総数		169	167	2	99	97	2	70	70	－
魚介類等	魚介類	6	6	－	6	6	－	－	－	－
	魚介類加工品	8	6	2	3	1	2	5	5	－
冷凍食品	無加熱摂取	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	凍結前加熱済・加熱後摂取	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	凍結前未加熱・加熱後摂取	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	生食用冷凍鮮魚介類	－	－	－	－	－	－	－	－	－
肉・卵類及びその加工品		14	14	－	11	11	－	3	3	－
乳・乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳	1	1	－	－	－	－	1	1	－
	乳製品	4	4	－	2	2	－	2	2	－
	乳類加工品	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	アイスクリーム類・氷菓	5	5	－	5	5	－	－	－	－
農産物等	穀類及びその加工品	4	4	－	2	2	－	2	2	－
	野菜類・果物及びその加工品	26	26	－	14	14	－	12	12	－
菓子類		28	28	－	17	17	－	11	11	－
飲料・氷雪・水	清涼飲料水	15	15	－	7	7	－	8	8	－
	酒精飲料	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	氷雪	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の食品	缶詰・びん詰	2	2	－	1	1	－	1	1	－
	調味料	11	11	－	2	2	－	9	9	－
	そうざい類及びその半製品	23	23	－	14	14	－	9	9	－
	上記以外の食品	22	22	－	15	15	－	7	7	－
添加物	別表第1の添加物及び製剤	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	そ の 他 添 加 物	－	－	－	－	－	－	－	－	－
器具等	器具及び容器包装	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	おもちゃ	－	－	－	－	－	－	－	－	－

* 検査項目について

細菌検査

一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、セレウス菌、腸管出血性大腸菌等

化学検査

保存料、甘味料、着色料、漂白剤、残留農薬、酸化防止剤、アレルギー物質等

ただし、検査対象品目により検査項目は異なります。

イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業(すし屋、弁当屋等)や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査する。また、検査を実施した事業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行う。なお、令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止した。

食品・器具・手指の検査(表4-7)

年度	区 分		検 査 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
				良	不 良	良	不 良
元	総 数		358	349	9	—	—
2	総 数		—	—	—	—	—
	内 訳	手指	—	—	—	—	—
		調理器具	—	—	—	—	—
		食品	—	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—	—

(3)食中毒

ア 食中毒発生状況

令和2年度(2020年度)は5件の食中毒事件が発生した。病因物質はセレウス菌、ウエルシュ菌及びアニサキスであった。

食中毒発生状況(表4-8)

総 数		内 訳				
元年度	2年度	発生年月日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数／喫食者数
3件	5件	令和2年10月8日	飲食店(一般)	会食料理	セレウス菌Gilbeert1型(毒素産生性)	4名／15名
		令和2年11月10日	飲食店(給食)	給食	ウエルシュ菌Hobbs1型(毒素産生性)	46名／167名
		令和2年12月9日	家庭	魚介類	アニサキス	1名／1名
		令和2年12月13日	飲食店(一般)	魚介類	アニサキス	1名／1名
		令和3年3月15日	飲食店(一般)	寿司	アニサキス	1名／1名

イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体からの依頼により患者調査等を行った。

食中毒関連調査(表4-9)

事 件 数	調 査 対 象 数				施設関係	検 査 件 数		
	患 者 関 係			総 数		病 因 菌 検 出 状 況		
	総 数	発 病 状 況				不 検 出	検 出	
		非 発 病	発 病					
10	8	5	3	6	3	－	3	

(4)苦情・相談等

苦情処理件数(表4-10)

年度	件数	苦 情 内 容										
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発 生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その他
元	158	6	30	—	2	22	50	8	20	—	—	20
2	143	6	9	2	7	38	38	12	9	—	—	22

* 食品衛生業務報告書に記載した件数

相談件数(表4-11)

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
11,699	5,905	5,794

(5)講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可不要の集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会(A)は、保健所がテーマを企画した特別講習会で講習時間が2時間以上の講習会である。食品衛生実務講習会(B)は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する講習会で講習時間が1時間以上の講習会である。また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

講習会開催状況(表4-12)

年度	区 分	食品衛生実務講習会(A)	食品衛生実務講習会(B)	その他(消費者等)	合計
元	回 数	3	35	7	45
	受講者数	565	1,061	138	1,764
2	回 数	—	4	2	6
	受講者数	—	40	122	162

(6)調理師・製菓衛生師免許

調理師・製菓衛生師免許申請数(表4-13)

年度	区 分		調 理 師	製菓衛生師
元	総 数		182	14
2	総 数		181	13
	内 訳	免許申請	148	12
		免許証書換交付申請	14	—
		免許証再交付申請	19	1

(7)縁日・祭礼等の一斉監視

縁日・祭礼等の一斉監視件数(表4-14)

区 分	回 数	件 数
縁日・祭礼	2	140

(8)化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

化製場等及び苦情処理件数(表4-15)

年度	区 分	総 数	化製場等	動物質原料 運搬業	動物質原料 運搬容器数
元	年度末施設数等	1	—	1	5
	施設に関する苦情処理件数	—	—	—	—
2	年度末施設数等	1	—	1	5
	施設に関する苦情処理件数	—	—	—	—

(9)保健栄養

健康増進法に基づき、特定給食施設に対して適切な栄養管理ができるように必要な指導・助言やスキルアップ・情報提供等を目的とした講習会を開催した。

また、食品表示法の保健事項や健康増進法の虚偽誇大表示禁止に係る監視指導及び相談業務を実施するとともに収去検査実施した。

ア 特定給食施設指導

健康増進法に基づく特定給食施設※1(児童福祉施設、病院、社会福祉施設、事業所等)に対して、施設特性に応じた栄養効果の十分な給食が実施され、喫食者の健康増進が図られるよう、個別指導(来所、電話、巡回)及び集団指導として栄養管理講習会を年間9回、情報交換会を1回開催した。

給食施設数(表4-16)

年度	総 数	学 校	病 院	介 護 施 老 人 保 健	介 護 医 療 院	老 人 福 祉 施 設	児 童 福 祉 施 設	社 会 福 祉 施 設	矯 正 施 設	寄 宿 舎	事 業 所	給 食 セ ン タ ー	そ の 他
元	398	122	37	8		40	105	12	1	15	29	1	28
2	407	118	36	8	1	41	111	12	1	16	32	2	29

※1 特定給食施設とは(健康増進法第20条第1項、健康増進法施行規則第5条)

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。施行規則においては、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

上記の特定給食施設に該当しない施設についても、「その他の給食施設」として特定給食施設に準じて指導及び助言等を行っている。

(上表の給食施設数は特定給食施設とその他の給食施設を合わせた数値を計上)

給食施設指導状況(表4-17)

年 度	種 別	区 分	総 数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回100食未満又は1日250食未満
元	総 数	個別指導延べ施設数	376	230	69	77
		(再掲)巡回指導	36	22	6	8
		集団指導 実施回数	9	・	・	・
		延べ施設数	524	319	40	165
2	総 数	個別指導延べ施設数	447	289	55	103
		(再掲)巡回指導	9	6	1	2
		集団指導 実施回数	2	・	・	・
		延べ施設数	17	5	0	12

栄養管理講習会実施状況(表4-18)

	開催日	対象	テ ー マ	講 師 名	参 加	参 加
1	10月20日	全給食施設	和食文化とその継承	ふるさとの食を拓く会	14	15
2	10月22日				10	10

イ 栄養表示及び虚偽誇大表示の禁止に係る普及啓発及び監視指導

飲食店等の食品関係業者に対して、食品表示法に基づく栄養成分表示等の保健事項について普及啓発及び虚偽誇大表示禁止に係る監視指導を行った。また、食品表示法及び健康増進法に基づく収去検査を実施した。

栄養表示・飲食店指導(表4-19)

年 度	区 分	業 者 指 導(件数) 食品関係業者等
元	個別指導延べ施設数	17
	(再掲)巡回指導	1
	集団指導 実施回数	3
	延べ施設数	119
2	個別指導延べ施設数	12
	(再掲)巡回指導	0
	集団指導 実施回数	0
	延べ施設数	0

虚偽誇大表示禁止に係る監視指導(表4-20)

年 度	立入件数	指導品目数
元	10	5
2	2	0

収去検査(表4-21)

年 度	検査種類	検体数	良	不適正疑い	備考
元	栄養成分表示	5	2	3	所管する自治体へ情報回付を行った。
	栄養機能食品	1	-	1	所管する自治体へ情報回付を行った。
2	栄養成分表示	4	2	3	所管する自治体へ情報回付を行った。
	栄養機能食品	2	-	1	所管する自治体へ情報回付を行った。

5 動物衛生

(1) 狂犬病予防・動物愛護

狂犬病予防のために、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取り組みとして、動物飼養にかかわる指導、相談、苦情対応及び犬・猫等の引取り、保護収容を実施した。

犬の登録と狂犬病予防注射(表5-1)

年度	鑑札交付数	年度末登録数	注射済票交付数
元	2,541	28,749	21,413
2	2,579	28,099	20,537

* 鑑札交付数には再交付及び交換を含み、注射済票交付数には再交付を含む。

犬・猫の引取り及び処分の状況(表5-2)

年度	犬							猫						
	引取り数		返還数	譲渡数	殺処分数			引取り数		返還数	譲渡数	殺処分数		
	飼い主から	所有者不明			①譲渡が適切なでない	②飼養できる動物	③引取り後の死亡	飼い主から	所有者不明			①譲渡が適切なでない	②飼養できる動物	③引取り後の死亡
元	0	20	15	4	2	0	0	0	20	0	20	0	0	0
2	0	25	24	2	0	0	0	0	39	0	39	0	0	0

負傷動物等の収容及び処分の状況(表5-3)

年度	犬						猫						その他			
	負傷収容数	返還数	譲渡数	殺処分数			負傷収容数	返還数	譲渡数	殺処分数			収容数	処分数		
				切でない	①譲渡が適切	②飼養できる動物				③引取り後の死亡	切でない	①譲渡が適切			②飼養できる動物	③引取り後の死亡
元	0	0	0	0	0	0	19	5	0	2	0	12	0	0		
2	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	0	0		

* 殺処分数の①譲渡が適切でないは、治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等と判断された動物

動物による事故及び苦情件数(表5-4)

年度	動物による事故				苦情相談等処理件数																
	犬		その他		犬							猫						その他			
	犬数	被害者数	動物数	被害者数	内訳							総数	内訳								
					放浪	拾得	負傷	放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声		その他	拾得	負傷	汚物・汚水	悪臭		鳴き声	その他	
元	21	21	2	2	222	31	21	0	24	46	3	36	61	274	17	29	72	8	6	142	12
2	26	26	1	1	314	35	36	1	18	92	2	51	79	450	27	30	87	23	16	267	22

(2)動物愛護の推進

例年、適正飼養の普及啓発としての講演会や、八王子市動物愛護推進員による、小学生低学年を対象にした動物愛護教育である「いのちの教育」の実施、また、動物愛護推進員の活動に対する協議や動物衛生業務に関して総合的な見地から意見聴取を行う八王子市動物愛護推進協議会を開催しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため資料送付とした。

普及啓発事業実施回数(表5-5)

年度	適正飼養講習会	いのちの教育	地域猫説明会	七国公園ドッグラン 利用登録申込者説明会
元	1	6	1	5
2	-	-	-	10

八王子市動物愛護推進員活動実績(表5-6)

委 員	5人
連絡会開催	0回

八王子市動物愛護推進協議会(表5-7)

委 員	9人
協議会開催	0回

(3)飼い主のいない猫(野良猫)対策

飼い主のいない猫に関する問題に対応するため、「飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術助成金制度」を実施した。

飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術助成金制度交付実績(表5-8)

区分	単価	令和元年度		令和2年度	
		件数	助成額	件数	助成額
不妊手術	6,000円	306件	1,530,000円	277件	1,662,000円
去勢手術	3,000円	255件	765,000円	233件	699,000円
計		561件	2,295,000円	510件	2,361,000円

第5章

保 健 対 策 課

保健対策課は専門的な対人保健サービスの提供と、保健医療を中心とした地域ネットワーク構築を役割として、感染症対策、障害児(者)保健、難病対策、精神保健福祉及び医療費助成等の事業を担当した。

1 感染症予防対策

エイズ対策、結核対策及びそれ以外の麻しんやインフルエンザ等の感染症対策の3分野を実施している。

(1) 感染症対策

感染症発生時には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた疫学調査(法第15条)や健康診断(法第17条)等を行い、感染拡大防止や二次感染予防、感染症に対する普及啓発等を行った。また、平常時から、感染症発生動向調査事業や小児感染症サーベイランス事業により、感染症の発生状況を迅速に収集し、ホームページや広報等で市民や医療機関等に情報を発信するとともに、感染症の流行時等には、必要に応じ学校等への周知とともに注意喚起を行った。

ア 感染症届出状況

法第12条に基づく八王子市内の医療機関からの令和2年1類～5類・指定感染症全数届出件数は1,513件であった。

感染症発生件数(表1-1)

区分	疾 病 名	令和元年	令和2年
	総 数	308	1,513
一 類	エボラ出血熱	0	0
	クリミア・コンゴ出血熱	0	0
	痘そう(天然痘)	0	0
	南米出血熱	0	0
	ペスト	0	0
	マールブルグ病	0	0
	ラッサ熱	0	0
二 類	急性灰白髄炎	0	0
	結核	76	65
	ジフテリア	0	0
	重症急性呼吸器症候群	0	0
	鳥インフルエンザ(H5N1)	0	0
三 類	コレラ	0	0
	細菌性赤痢	1	0
	腸管出血性大腸菌感染症	20	12
	腸チフス	0	0
	パラチフス	0	0
四 類	A型肝炎	2	2
	レジオネラ症	10	11
	E型肝炎	1	2
	つつが虫病	1	1
	マラリア	2	0
五 類	アメーバ赤痢	1	3
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	15	5
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	1
	劇場型溶血性レンサ球菌感染症	3	0
	後天性免疫不全症候群	5	5
	ジアルジア症	1	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	11	2
	梅毒	6	16
	麻しん	3	0
	風しん	13	1
	水痘	2	2
	百日咳	132	13
指定感 染症	新型コロナウイルス感染症	0	1,372

* 但し、四類、五類については届出のあったもののみ

イ 感染症の診査に関する協議会

法に基づき、入院の勧告、就業制限、結核患者等の医療費公費負担等について、保健所に設置された「感染症の診査に関する協議会」で必要な事項を審議し、その意見を反映した。令和2年度は156回開催した。

ウ インフルエンザ様疾患集団発生報告

小中学校等のインフルエンザ様疾患による臨時休業の報告を受け状況を把握した。

インフルエンザ様疾患臨時休業状況(延べ数)(表1-2)

年度	区 分	計	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
元	学校数	142	4	1	9	62	36	30	0	0	0	0
	学級数	157	4	1	13	67	38	34	0	0	0	0
2	学校数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学級数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 健康診断

感染症発生時に、法第17条に基づき、患者・関係者に対し健康診断を実施した。(結核に関するものは別途記載)

検便実施状況(表1-3)

区 分	検査件数	陽性者総数	内 訳		
			腸管出血性 大腸菌感染症	パラチフス	赤痢
総 数	52	6	6	0	0
病後経過者	13	4	4	0	0
患者関係者	39	2	2	0	0

オ 積極的疫学調査

感染症発生時、積極的疫学調査を行い、感染経路の特定や二次感染の予防に努めた。また、必要時には調査の一環として検体検査(麻しん、ノロウイルス等)を行った。

積極的疫学調査実施状況(表1-4)

区 分	麻しん	ノロ ウイルス	赤痢	腸管 出血性 大腸菌	結核	レジオ ネラ	コロナ	その他	計
高齢者福祉施設	0	2	0	0	5	0	19	1	27
障害者福祉施設	0	0	0	0	0	0	5	0	5
学校	0	0	0	0	0	0	22	0	22
保育園・幼稚園	0	11	0	0	0	0	15	2	28
病 院	0	0	0	0	5	0	18	0	23
その他	0	1	0	0	4	0	24	0	29
小計	0	14	0	0	14	0	103	3	134
個人	0	0	0	10	0	12	3	10	35
合計	0	14	0	10	14	12	106	13	169

カ 肝炎ウイルス検査、相談及び陽性者への保健指導

過去に検査を受けたことがなく、かつ職場等でも検査を受ける機会のない39歳以下の市民を対象に、B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査を市内医療機関に委託して無料で行うとともに、陽性者（健康増進法による40歳以上の検診対象者を含む。）に対しては、治療勧奨、肝炎手帳の配布、医療費助成の案内等、保健指導を行った。平成26年10月20日から肝炎精密検査費用助成が開始となり、陽性者にはそれらの案内も行い、早期に専門医療機関に繋がる重要性を周知した。また、ウイルス肝炎に関し、健康不安を抱える市民等からの相談を受け、検診の勧奨や正しい知識の普及に努めた。

ウイルス肝炎検査等実施状況(表1-5)

検 査		陽 性 者 ※			陽性者への保健指導		
B型	C型	計	B型	C型	計	B型	C型
48	48	0	0	0	0	0	0

※健康増進法による検診対象者を含む

キ 八王子市小児感染症サーベイランス事業

八王子市における小児感染症にかかわる情報を迅速に収集・分析・発信し、小児感染症のまん延を防止するために、感染症発生動向調査事業の定点である11医療機関に、市独自の3医療機関を加えた市内の小児科14医療機関の協力により、毎週報告を集約しホームページで情報を発信している。

(2) エイズ対策

HIV／エイズ予防のための知識の普及と感染に対する不安、悩み等の解決を図るため、医師、保健師による相談（電話・来所）及びHIV検査を行った。HIV検査は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、縮小して実施。

HIV検査時、希望者には併せて、梅毒、クラミジア感染症、淋菌感染症の性感染症の検査も実施した。

エイズ相談・HIV抗体検査実施状況(表1-6)

年度	相 談									HIV抗体検査			性感染症検査								
	総 数			電 話			来 所						梅毒血清検査			クラミジア検査			淋菌検査		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
元	2,990	1,941	1,049	458	296	162	2,532	1,645	887	1,347 (334)	884	463	1,217	783	434	1,135	744	391	1,135	744	391
2	597	419	178	214	143	71	383	273	110	185 (0)	130	55	182	128	54	173	122	51	173	122	51

* ()内は迅速検査実施分(再掲)

(3) 結核対策

結核の予防、早期発見、早期治療、再発防止及び感染拡大防止を図るため、患者登録、入院勧告、就業制限、療養支援、治療終了後の管理検診及び家族・接触者に対する健康診断・保健指導を実施するとともに医療費の公費負担事務を行った。また、患者支援として 地域DOTS（Directly Observed Treatment, Short-course:対面服薬指導）事業を行っている。

ア 結核登録者状況

新登録患者数(活動性分類、受療別)(表1-7)

(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

区 分		登 録 患 者 数							潜在性結核（別掲）	
		登録者総数	活 動 性 結 核							
			肺 結 核 活 動 性							肺外結核 活動性
			総 数	喀痰塗沫陽性			結核菌陽性 その他の	菌陰性・ その他		
				総 数	初回 治療	再 治療				
元年総数		39	31	14	14	0	14	3	8	35
2年総数		45	32	22	21	1	8	2	13	22
医療形態	入院中	21	17	17	16	1	0	0	4	0
	外来治療中	21	12	3	3	0	7	2	9	22
	治療なし	3	3	2	2	0	1	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0

新登録患者数(活動性分類、年齢階級別)(表1-8)

(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

区 分	登 録 患 者 数								潜在性結核（別掲）
	登録者総数	活 動 性 結 核							
		肺 結 核 活 動 性						肺外結核活動性	
		総 数	喀痰塗沫陽性			結核菌陽性 その他の	菌陰性・ その他		
			総 数	初回治療	再治療				
元年総数	39	31	14	14	0	14	3	8	35
2年総数	45	32	22	21	1	8	2	13	22
～ 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 ～ 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 ～ 14	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 ～ 19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29	2	1	0	0	0	1	0	1	9
30 ～ 39	0	0	0	0	0	0	0	0	1
40 ～ 49	2	1	1	1	0	0	0	1	2
50 ～ 59	8	7	4	4	0	3	0	1	2
60 ～ 69	4	3	2	2	0	1	0	1	2
70 ～	29	20	15	14	1	3	2	9	6

年末現在登録者数(活動性分類、受療別)(表1-9)

(令和2年12月31日現在)

区 分		登 録 患 者 数											（別掲） 潜在性結核	
		登 録 者 総 数	活 動 性 結 核								不 活 動 性 結 核	活 動 性 不 明		
			総 数	肺 結 核 活 動 性						肺 外 結 核 活 動 性				
				総 数	喀痰塗沫陽性			結 核 菌 陽 性 そ の 他 の	菌 陰 性 ・ そ の 他					
総 数	総 数	初 回 治 療	再 治 療	結 核 菌 陽 性	菌 陰 性 ・ そ の 他	治 療 中	観 察 中							
元年総数		105	24	17	9	9	0	8	0	7	77	4	9	35
2年総数		94	33	26	15	14	1	10	1	7	57	4	14	28
医 療 形 態	入院中	6	6	6	6	5	1	0	0	0	0	0	0	0
	外来治療中	26	26	19	8	8	0	10	1	7	0	0	14	0
	治療なし	62	1	1	1	1	0	0	0	0	57	4	0	28
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

年末現在登録者数(活動性分類、年齢階級別)(表1-10)

(令和2年12月31日現在)

区 分	登 録 患 者 数											潜在性結核（別掲）	
	登 録 者 総 数	活 動 性 結 核								不 活 動 性 結 核	活 動 性 不 明		
		総 数	肺 結 核 活 動 性						肺 外 結 核 活 動 性				
			総 数	喀痰塗沫陽性			結 核 菌 陽 性 そ の 他 の	菌 陰 性 ・ そ の 他					
				総 数	初 回 治 療	再 治 療							
元年総数	105	24	17	9	9	0	8	0	7	77	4	9	35
2年総数	94	33	26	15	14	1	10	1	7	57	4	14	28
～ 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 ～ 9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 ～ 14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 ～ 19	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29	10	4	3	0	0	0	3	0	1	5	1	4	10
30 ～ 39	8	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	1	5
40 ～ 49	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	2	5
50 ～ 59	19	7	6	3	3	0	3	0	1	11	1	2	0
60 ～ 69	10	3	2	1	1	0	1	0	1	7	0	1	5
70 ～	40	18	14	11	10	1	2	1	4	21	1	4	3

イ 結核患者に対する医療

感染症の診査に関する協議会において、結核医療の適否について診査を行った。この結果、承認された者に対して、医療費公費負担を実施した。

結核医療費関係公費負担診査状況(表1-11)

区 分	通院患者(37条の2)			入院患者(37条)		
	申請	承認	不承認	申請	承認	不承認
元年度総数	98	96	2	46	46	—
2年度総数	84	84	0	69	69	—
初 回	57	57	0	24	24	—
継続再発	27	27	0	45	45	—

結核地域DOTS事業支援状況(表1-12)

区分	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	計
元年度	12	12	84	108
2年度	18	1	51	70

Aタイプ:治療中断リスクが高い患者・・・保健所来所、保健師その他関係者の自宅訪問、調剤薬局等でほぼ毎日服薬確認

Bタイプ:服薬支援が必要な患者・・・保健所の来所または調剤薬局等で服薬確認

Cタイプ:A、Bタイプ以外の患者・・・電話・手紙・調剤薬局等で服薬確認

ウ 結核検診

結核健康診断実施状況(表1-13)

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

区 分		検 査 内 容						結核有所見	
		総 数	ツ ベ ル ク リ ン 反 応 検 査	Q F T 検 査 等	エ ッ ク ス 線 間 接 撮 影	エ ッ ク ス 線 直 接 撮 影	喀 痰 検 査	結 核 患 者	要 観 察 者
元年度		562	0	335	0	225	2	25	0
2年度		672	5	184	0	483	0	3	3
接触者健診		276	5	184	0	87	0	3	1
内訳	患者家族	104	5	72	0	27	0	0	0
	接触者	172	0	112	0	60	0	3	1
管理検診		60	0	0	0	60	0	0	0
結核対策特別促進事業		336	0	0	0	336	0	0	2
受託検診		0	0	0	0	0	0	0	0

結核健康教育(表1-14)

開催日	内容	対象者	講師	参加者数
令和2年6月25日	結核予防対策講習会	日本語学校学生 (東京国際交流学院)	保健師	40
令和2年6月30日	結核予防対策講習会	日本語学校学生 (東京国際交流学院)	保健師	40
令和2年7月2日	結核予防対策講習会	日本語学校学生 (東京国際交流学院)	保健師	20
令和2年7月6日	結核予防対策講習会	日本語学校学生 (東京国際交流学院)	保健師	20
令和2年7月9日	結核予防対策講習会	日本語学校学生 (東京国際外語学院)	保健師	20
令和2年7月13日	結核予防対策講習会	日本語学校学生 (東京国際交流学院)	保健師	10
令和2年7月13日	結核予防対策講習会	日本語学校学生 (京王言語学院)	保健師	11
令和2年7月14日	結核予防対策講習会	日本語学校学生 (東京国際交流学院)	保健師	20
令和2年7月14日	結核予防対策講習会	日本語学校学生 (東和国際学院)	保健師	22

9回 203人

2 精神保健福祉

精神保健福祉活動の第一線機関として、精神障害の早期発見・早期治療の促進及び精神障害者の社会復帰・社会参加を援助するため、相談、訪問指導、精神保健福祉に関する教育、広報活動、患者・家族等の組織育成等の事業を行っている。

なお、庁内の関係部署や地域の関係機関と日常的な連携を図り、安心して暮らしやすい地域づくりを目指している。

(1) 地域精神保健医療福祉推進会議及び実務者連絡会

精神障害に対する地域ケアの充実と地域住民の心の健康の保持増進を総合的かつ効果的に進めることを目的に、地域の関係機関の代表者による意見交換の場として、「八王子市地域精神保健医療福祉推進会議」を設置している。また、具体的な課題について検討するため、関係機関の実務担当者による「実務者連絡会」を設置している。

地域精神保健医療福祉推進会議(表2-1)

開催日	内 容
12月22日 (書面開催)	① 令和元年度精神保健事業実施報告(保健所年報、早期支援事業)
	② 八王子市自殺対策について
	③ 措置入院者退院後支援について
	④ 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」について

地域精神保健医療福祉実務者連絡会

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催中止とした。

(2) 精神保健福祉相談

精神疾患に関する診断や対応方法等について、専門医等による一般精神保健福祉相談(15回)、高齢者精神保健相談(5回)、酒害相談(4回)及び思春期相談(5回)を実施した。保健師による家庭訪問、来所面談、電話相談等は随時実施している。

精神保健福祉相談・訪問指導(専門医による)(表2-2)

年 度	精 神 保 健 福 祉 相 談							(再掲)精神保健福祉訪問指導							
	実施回数	実人員	延人員	内 訳				実施回数	実人員	延人員	内 訳				
				高齢者	酒害	思春期	一般精神保健				高齢者	酒害	思春期	一般精神保健	その他
元	44	112	114	11	10	31	62	0	0	0	0	0	0	0	0
2	29	67	69	10	8	15	36	1	1	1	0	0	0	1	0

精神保健福祉延相談数(保健師による)(表2-3)

年 度		老人精神	社会復帰	依存症	児童・思春期	心の健康づくり	摂食障害	てんかん	一般精神	その他	合計
元		167	356	658	321	1,711	87	23	8,473	30	11,826
2		146	211	512	137	1,330	58	5	9,419	19	11,837
内 訳	家庭訪問	7	15	36	1	75	8	1	683	2	828
	面接相談	10	60	33	24	119	5	0	517	1	769
	電話相談	50	81	273	83	785	19	4	5,608	9	6,912
	文書等相談	0	11	1	11	7	0	0	36	0	66
	関係機関連絡	79	44	169	18	344	26	0	2,575	7	3,262

未治療・治療中断患者等地域支援事業(困難事例検討会)

保健師が地区活動を実施している対象者で、多問題で対応が困難な未治療・治療中断事例を、東京都立多摩総合精神保健福祉センターの医師や職員をスーパーバイザーとして事例検討し、課題解決に繋げている。

(3) 精神障害者早期訪問支援事業

地域で生活している未治療・治療中断等の精神障害者及びその家族等に対し、早期に訪問支援等を実施し、病状の診たて、生活状況の確認を行い、支援方針を検討した中で、受診勧奨、本人・家族への心理的・社会的サポートを行っている。

なお、支援に際し、市内精神科病院精神科医師のスーパーバイズや、事業の評価のための運営評価会議を行っている。

早期訪問支援事業による活動実績(表2-4)

年 度	活動実績回数	支援実人数	家庭訪問延べ回数	来所面接延べ人数
元	120	134	200	49
2	51	51	77	17

・連絡調整会：2回(保健所職員、市内病院精神保健福祉士、東京都立多摩総合精神保健福祉センター職員)

・精神科医師によるスーパーバイズ：2回

・運営評価会議：1回(市内精神科病院病院長・精神保健福祉士、保健所職員、東京都立多摩総合精神保健福祉センター職員) *新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、書面開催。

(4) 精神保健福祉法に基づく医療保護入院

精神保健福祉指定医に精神障害があると診断され、かつ医療及び保護のため入院の必要があると認められた場合、本人の同意がなくても、保護者の同意があれば、入院(医療保護入院)させることができる。

当所が進達した管内の精神科病院(16か所)が扱った医療保護入院数は表のとおりである。

医療保護入院届出数(法第33条第1項)(表2-5)

年 度	管 内 総 計	症状性を含む器質性 精神障害 (F00～F09)			精神作用物質使用による 精神及び行動の障害（F 10～F19）				統合失調症・分裂型障害及び妄想性障害 （F 2 0 ～ F 2 9 ）	気分（感情）障害（F 3 0 ～ F 3 9 ）	神経性障害・ストレス 関連障害及び身体表現性障害 （F 4 0 ～ F 4 8 ）	生理的障害及び身体的 要因に関連した行動症候群（F 5 0 ～ F 5 9 ）	成人の人格及び行動の障害 （ F 6 0 ～ F 6 9 ）	知的障害（精神遅滞）（F 7 0 ～ F 7 9 ）	心理的発達の障害（F 8 0 ～ F 8 9 ）	小児（児童）期及び青年期に通常発生する行動及び情 緒の障害（F 9 0 ～ F 9 8 ）	詳細不明の精神障害（F 9 9 ）
		小 計	内 訳		小 計	内 訳											
			認 知 症	認知症以外		アル コ ール 使用（飲酒）による	覚せい剤 （アン フェ タ ミン）	その他の使用									
元	1,926	666	553	113	120	100	4	16	650	270	67	6	13	66	47	19	2
2	1,825	653	556	97	109	96	4	9	603	262	73	4	19	51	39	12	0

(5) 警察官通報等による診察及び保護の申請、通報の受理

警察官等は、精神障害のために自傷他害のおそれがある者を発見したときは、直ちに、最寄りの保健所長を経由して知事に通報することになっている。

精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請、通報受理数(表2-6)

年 度	管内総数	内 訳			
		第22条 (一般人の申請)	第23条 (警察官の通報)	第26条の2 (精神病院管理者の届出)	第26条の3 (心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)
元	124	0	124	0	0
2	107	0	107	0	0

(6) 社会復帰促進事業精神保健グループ(デイケア)

回復途上の精神障害者がスポーツ、創作、ミーティング、屋外活動等の集団生活指導を通じて、社会生活の適応と対人関係の改善を図ることを目的として、保健所で月3回行っている。また、グループワークのほか、個別相談会を年3回実施し、目標の確認や修了後の生活イメージを持つなどステップアップを図った。このほか評価会議と運営会議をそれぞれ年1回実施し、事業方針及び実績の評価を行った。

社会復帰促進事業精神保健グループ(デイケア)実施状況(表2-7)

年 度	実施回数	参 加 者 数	
		実参加者(人)	延べ参加者(人)
元	33	14	220
2	25	12	182

社会復帰促進事業精神保健グループ(デイケア)参加者の動向(表2-8)

年 度	区 分	総 数	就職(学)	家庭内適応	他部門	中 断	継 続	その他	男女計
元	男	8	0	0	1	0	7	0	14
	女	6	0	0	3	0	3	0	
2	男	5	0	0	0	1	4	0	12
	女	7	0	1	1	0	5	0	

(7) 思春期の課題を抱える家族グループ

社会的引きこもり等の課題を抱える家族を対象に、家族がより良い対応やコミュニケーションの工夫を学び、「引きこもり」等の理解と回復を目的に、親のためのグループワークを実施(月1回開催)している。グループ運営会議を年1回実施し、事業方針及び実績の評価を行った。

思春期の課題を抱える家族グループ実施状況(表2-9)

年 度	実施回数	参加者数	
		実参加者(人)	延参加者(人)
元	11	24	153
2	3	23	28

(8) 組織育成・普及啓発事業等

こころの健康づくり普及啓発講演会

精神保健福祉に関する知識の普及を図り、地域住民のこころの健康の保持増進を目指すことを目的に、年1回講演会を実施しているところであるが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため開催中止とした。

(9) 自殺対策

自殺の背景は、健康問題、経済・生活問題、家族問題、勤務の問題等が複雑に関係し、追い込まれた末の死といわれている。八王子市では、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内関係部署からなる「八王子市自殺対策庁内連絡会」を設置し、情報共有や連絡調整、事業連携をはかってきた。これまでの取り組みを発展させる形で、総合的に自殺対策を推進するため、平成30年度に、八王子市自殺対策計画を策定し、計画に基づく取り組みを展開して。

ア 自殺対策庁内連絡会・自殺対策検討会議・自殺未遂者支援会議

会議実施状況(表2-10)

会議名	実施回数
自殺対策庁内連絡会	1回
自殺対策検討会議	1回
自殺未遂者支援会議	2回

イ 身近なゲートキーパー養成

自殺に関する普及啓発とともに自殺の危険のある人を早期に発見し、自殺予防のために連携協力して取り組む身近なゲートキーパーの養成研修を、民生委員等の依頼教育時や旅館施設管理者講習会等の機会を活用し、実施した。

身近なゲートキーパー養成状況(表2-11)

年 度	回 数(回)	参加者数(人)
元	11	465
2	3	36

ウ 広報、啓発等

新型コロナウイルス感染症感染防止の為、管理者・支援者向け研修や講演会等の開催を中止し、また、南多摩保健医療圏自殺対策推進者養成研修講演会(南多摩医療圏保健所共催)も中止となったが、自殺対策強化月間(9月・3月)に合わせ、広報掲載、保健所前に啓発看板の掲示、河川情報掲示板、ケーブルテレビやYouTubeによるゲートキーパーに関する配信を実施した。また「こころの体温計」による啓発を行った。

エ わかち合いの会

自死で大切な家族を亡くされた方への支援を行う会であるが、新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止とした。

わかち合いの会実施状況(表2-12)

年 度	回 数(回)	参加者数(人)
元	6	21
2	0	0

(10) 家族会支援

精神障害者の社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のため、精神障害者の家族会、認知症高齢者家族会に情報提供や相談支援を行っている。

家族会開催状況(表2-13)

会の名称	対 象	保健所が支援した回数
わかくさ家族の会	八王子市の精神障害者を持つ家族	3
さーくる南	南大沢周辺の精神障害者を持つ家族	5
ふれあいの会	八王子市の認知症高齢者を持つ家族	2

3 特殊疾病(難病)対策

特殊疾病の患者・家族は、疾病の特殊性から医療面・経済面・介護面等に種々の問題を抱え、長期療養となっている。保健所では医療機関、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等の地域の関係機関とネットワークの充実を図りながら、患者・家族の医療や療養生活に関する問題に対し支援を行っている。

(1) 特殊疾病対策事業訪問相談

特殊疾病対策事業訪問等相談実施状況(表3-1)

区 分		総 数	家庭訪問	所内相談	電話相談	その他の 相 談	関係機関 連 絡
元		1,527	360	67	531	28	541
2		1,065	178	33	311	74	469
内 訳	保健師	1,044	159	32	311	73	469
	理学療法士	21	19	1	0	1	0
	作業療法士						
	言語聴覚士						
	栄養士	0	0	0	0	0	0

(2) 難病講演会

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催中止とした。

(3) 患者会支援育成

喜楽会(パーキンソン病患者交流会)、八王子にじの会(脊髄小脳変性症・多系統萎縮症の療養者・家族の会)の2団体を支援した。

患者会開催状況(表3-2)

区 分	回 数	参加延人員
元	20	358
2	13	209

(4) 医療機器貸与及び訪問看護

気管切開、人工呼吸器装着の難病等の在宅療養者に東京都医療機器貸与事業により、吸引器・吸入器の貸与を行っている。

この制度を活用している事例では、多機関多職種の支援を得て在宅療養をしているため、保健師が在宅療養に係る関係機関の連絡調整を行い、患者・家族の安定した療養環境の整備に努めている。

医療機器貸与実施状況(表3-3)

区分	貸与者数(人)	機器貸与件数		訪問看護利用者数 (人)	訪問看護実績(件)
		吸引器	吸入器		
元	15	14	6	1	17
2	12	11	5	0	0

(5) 在宅療養支援地域ネットワーク事業

難病の地域ケア・ネットワークづくりを目指し、難病保健医療福祉調整会議及びステーション連絡会、難病実務者会を設置している。

医師会、障害者福祉・介護保険の担当部署、社会福祉協議会、訪問看護ステーション、高齢者あんしん相談センター及び医療機関等の関係機関の実務者により構成する会議を開催し、研修や事例検討、情報交換等を通して地域の課題を検討する場としている。

在宅療養支援ネットワーク事業実施状況(表3-4)

開催日	会議名	実施回数	参加者数	内 容
-	実務者会	0	0	・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催せず
-	訪問看護ステーション連絡会	0	0	
2月26日 (書面開催)	難病保健医療福祉調整会議	1	18	・令和2年度実績報告 ・令和2年度の取り組みについて

(6) 在宅療養支援計画策定・評価事業

重症難病療養者対策の一つとして、要支援者に対する各種サービスの適切な提供をはじめ、個々の病状や介護力に応じた、きめ細かな支援を行うため、在宅療養支援計画策定・評価事業を実施した。

なお、評価委員会は保健所職員のほか、アドバイザーとして東京都医学研究所主席研究員の協力を得て実施している。

(7) 八王子市在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

災害時の要援護者対策において、とりわけ緊急性・特殊性が高い在宅の人工呼吸器使用者に対し、災害時の被害を最小限にとどめることを目的に、「在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画」を作成した。支援計画書は、家族と保健所等関係機関で情報を共有し、災害時に備えている。また、人工呼吸器使用者は、災害時において電力の供給の停止がそのまま命の危険に直結するため、自家発電機を給付する。

ア 在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画策定状況(表3-5)

区分	策定延件数
元	46
2	50

イ 在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業(自家発電機給付)(表3-6)

区分	給付件数
元	3
2	2

4 療育相談事業

自立支援医療（育成医療）や小児慢性疾患の医療費助成の申請受理・審査及び医療券の発行を保健所で実施している。また、長期にわたり療養を必要とする子どもや重度心身障害児（者）の療養上の相談や講演会、患者会支援等を行っている。

（1）療育相談事業

保健師による家庭訪問や面接相談を行い、療養上の相談に応じている。また、東京都で実施している「在宅重症心身障害児（者）訪問事業」の申請の窓口であり、必要に応じて関係機関調整等を実施している。

療育相談対応状況（表4-1）

区 分	家庭訪問	面接相談	電話相談	その他の相談	関係機関連絡
心身障害児（者）	67	8	128	13	223
（再掲） 重症心身障害児（者）	40	4	121	11	215
長期療養児	23	2	64	5	217

（2）在宅重症心身障害児（者）訪問事業

在宅重症心身障害児（者）訪問状況（表4-2）

利用者数	15	新規	8（医ケア児4＋重心4）	終了者	6
		更新	7（医ケア児6＋重心1）		

* 重症心身障害児等在宅療育支援センター西部訪問看護事業部主催の在宅療育支援地域連携会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、開催中止となった。

（3）障害児グループ支援

「ダウン症児を持つ親子の会（ひよこの会）」は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催中止とした。

（4）小児慢性特定疾病自立支援事業講演会

長期にわたり療養を必要とする児童等及びその家族を対象とする講演会を企画したが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため開催中止とした。

5 環境公害保健

(1) 光化学スモッグ被害対策

光化学スモッグによると思われる健康被害の届出を受けた場合は、被害状況の把握及び必要に応じて現地調査を行っている。

なお、令和2年度の光化学スモッグによる健康被害の届出件数は0件であった。

(2) 大気汚染障害者認定審査会

大気汚染に係る健康障害者の医療費助成を行うため認定審査会を設置し、月1回審査を行った。

令和2年3月末現在の八王子市の認定者数は2,646人であった。

大気汚染医療費助成申請件数(表5-1)

区 分	総数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新 規	30	9	3	1	0	0	0	0	0	1	0	5	11
更 新	1,238	102	47	69	75	108	104	112	144	108	108	143	118
合 計	1,268	111	50	70	75	108	104	112	144	109	108	148	129

6 受託検診

障害者通所施設の通所者等を対象に、抽選制で、保健所内において簡易な健康診断を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、実施せず。

受託検診(障害者施設等)実施状況(表6-1)

区 分	実施回数	総 数	エックス線	尿	血液	心電図
元年度	20	523	509	496	493	87
2年度	未実施					

7 保健師活動

保健師活動は、地域住民の健康の保持増進、疾病の予防と早期発見・健康回復及び社会復帰への援助等を目的として、地域の保健ニーズに基づき、感染症、精神、難病、障害児等に対応する。具体的な活動内容は家庭訪問、健康相談、健康教育、関係機関との連絡調整、保健活動推進のための企画、運営への参画、保健・医療系学生への教育、実習指導及び研究活動等である。

(1) 専門的・広域的対人保健活動

ア 保健指導体制

地域を分割し、地区担当保健師が対応している。また、処遇困難事例については関連機関と連携し、複数で対応している。

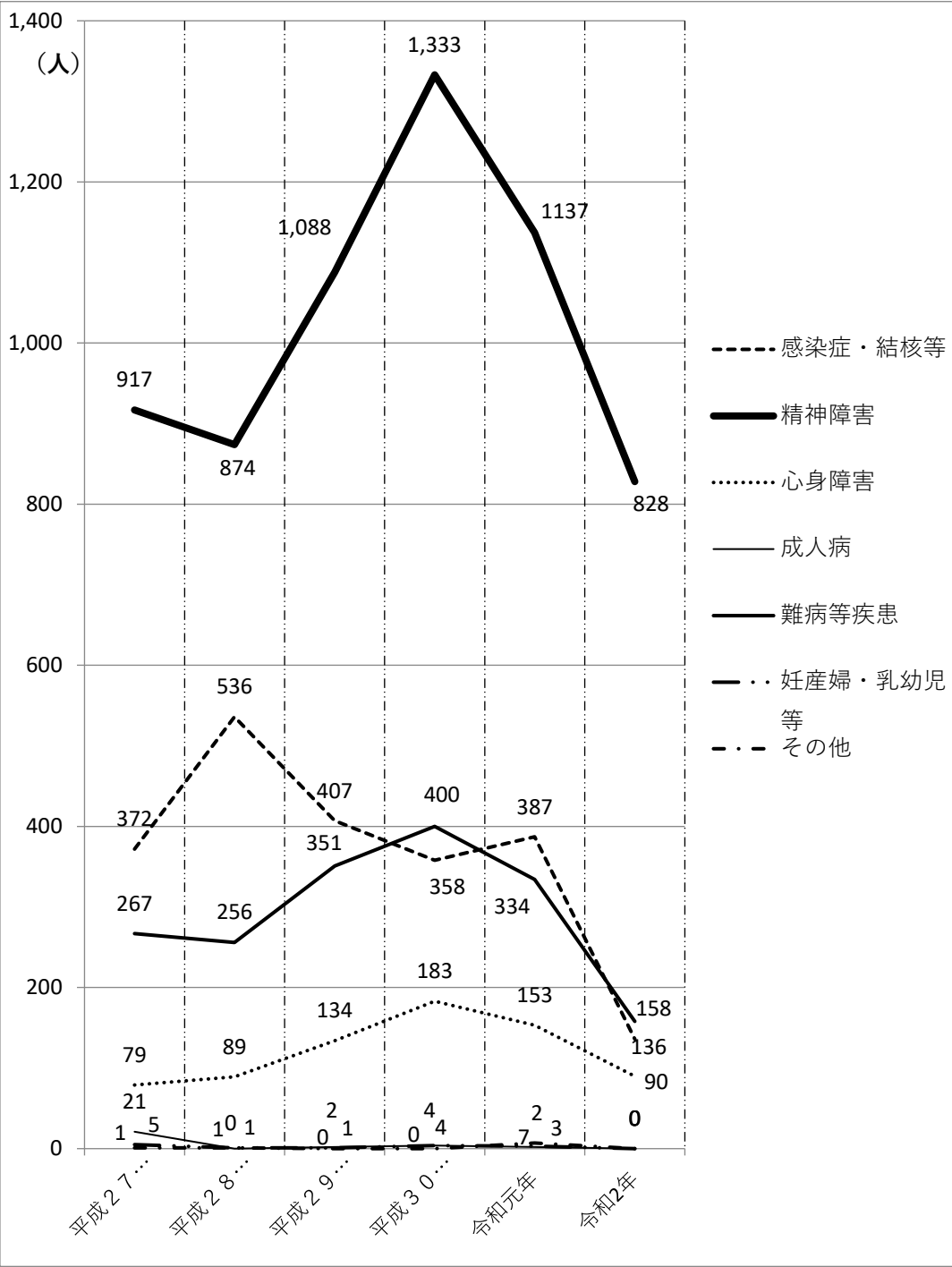
イ 地区活動状況

保健師活動状況(表7-1)

年度	区分	総数	保健対策課保健師活動(感染症・地域保健担当)														
			感染症	結核	エイズ	精神保健福祉	心身障害	成人	難病	その他疾患	妊産婦	乳児	(内訳)			幼児	その他
													未熟児	新生児	一般乳児		
元	家庭訪問	2,023	86	299	2	1,137	153	2	334	6	0	2	0	1	1	1	1
	所内相談	1,947	51	454	16	1,344	7	2	66	6	0	0	0	0	0	1	0
	電話相談	10,932	2,959	782	458	5,997	157	6	531	38	0	2	0	2	0	0	2
	文書その他の相談	589	105	330	1	103	13	0	27	10	0	0	0	0	0	0	0
	関係機関連絡	5,976	908	819	58	3,245	382	2	541	19	0	2	0	0	2	0	0
	合計	21,467	4,109	2,684	535	11,826	712	12	1,499	79	0	6	0	3	3	2	3
2	家庭訪問	1,213	48	88	0	828	90	0	158	1	0	0	0	0	0	0	0
	所内相談	1,073	70	183	7	769	10	0	32	2	0	0	0	0	0	0	0
	電話相談	17,744	9,607	475	241	6,912	192	1	308	3	0	3	0	2	1	1	1
	文書その他の相談	927	702	68	0	66	18	0	73	0	0	0	0	0	0	0	0
	関係機関連絡	7,651	3,120	341	2	3,262	439	6	459	10	2	9	6	3	0	0	1
	合計	28,608	13,547	1,155	250	11,837	749	7	1,030	16	2	12	6	5	1	1	2

* 心身障害に重症心身障害児(者)及び長期療養児を含む

保健師の家庭訪問対象の推移(平成27年度～令和2年度)(図7-1)



学会報告状況(表7-2)

学 会 名	担 当 名	演 題
第79回日本公衆衛生学会	感染症担当	八王子市における日本語学校への取り組み ～ピアエデュケーターの育成と期待～

8 医療費助成

小児慢性特定疾病医療費助成、療育医療及び自立支援医療（育成医療）については、申請受理・認定審査・支払事務を、大気汚染医療については、申請受理・認定審査事務を、妊娠高血圧症候群等医療及び未熟児養育医療については、認定審査・支払事務を、指定難病等医療費助成の経由事務については、申請受理・東京都への進達事務を行い、患者等に対する適切な医療の提供と経済的負担の軽減を図った。このほか高額な医療費を要する特定不妊治療については、治療に要する費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図った。

医療費助成申請受理件数(表8－1)

疾 病 名			元年度 申請受理件数	2年度 申請受理件数
総 数			8,893	4,385
妊娠高血圧症候群等医療			3	3
未熟児養育医療			99	80
自立支援医療(育成医療)			13	9
療育医療			0	0
小 児 慢 性 特 定 疾 病	悪性新生物		67	28
	慢性腎疾患		33	18
	慢性呼吸器疾患		20	0
	慢性心疾患		94	30
	内分泌疾患		73	32
	膠原病		12	13
	糖尿病		25	18
	先天性代謝異常		11	7
	血液疾患		19	9
	免疫疾患		0	1
	神経・筋疾患		50	30
	慢性消化器疾患		24	12
	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群		7	8
	皮膚疾患群		0	1
	骨系統疾患		14	6
脈管係疾患		1	0	
小児慢性特定疾病 合計			450	213
指 定 難 病 等 ※	001	球脊髄性筋萎縮症	9	7
	002	筋萎縮性側索硬化症	48	35
	003	脊髄性筋萎縮症	3	1
	005	進行性核上性麻痺	50	34
	006	パーキンソン病	600	285
	007	大脳皮質基底核変性症	27	8
	008	ハンチントン病	3	0
	009	神経有棘赤血球症	1	0
	010	シャルコー・マリー・トゥース病	6	4

指
定
難
病
等
※

011	重症筋無力症	87	25
013	多発性硬化症／視神経脊髄炎	112	32
014	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ／多巣性運動ニューロパチー	29	6
015	封入体筋炎	1	3
017	多系統萎縮症	57	19
018	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	150	33
019	ライソゾーム病	6	2
021	ミトコンドリア病	9	6
022	もやもや病	66	21
023	プリオン病	2	2
026	HTLV-1関連脊髄症	0	1
027	特発性基底核石灰化症	0	1
028	全身性アミロイドーシス	7	7
030	遠位型ミオパチー	4	2
034	神経線維腫症	12	4
035	天疱瘡	12	10
037	膿疱性乾癬(汎発型)	15	8
038	スティーヴンス・ジョンソン症候群	0	0
039	中毒性表皮壊死症	0	3
040	高安動脈炎	19	15
041	巨細胞性動脈炎	8	6
042	結節性多発動脈炎	11	7
043	顕微鏡的多発血管炎	51	33
044	多発血管炎性肉芽腫症	10	7
045	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	49	40
046	悪性関節リウマチ	28	20
047	バージャー病	6	4
048	原発性抗リン脂質抗体症候群	2	1
049	全身性エリテマトーデス	282	59
050	皮膚筋炎／多発性筋炎	121	34
051	全身性強皮症	138	28
052	混合性結合組織病	57	4
053	シェーグレン症候群	69	41
054	成人スチル病	15	7
055	再発性多発軟骨炎	2	2
056	ベーチェット病	69	12
057	特発性拡張型心筋症	85	37
058	肥大型心筋症	11	5
060	再生不良性貧血	34	25
061	自己免疫性溶血性貧血	10	5
062	発作性夜間ヘモグロビン尿症	2	1

063	特発性血小板減少性紫斑病	73	30
064	血栓性血小板減少性紫斑病	2	1
065	原発性免疫不全症候群	6	0
066	IgA腎症	33	19
067	多発性嚢胞腎	65	38
068	黄色靱帯骨化症	23	19
069	後縦靱帯骨化症	152	65
070	広範脊柱管狭窄症	23	11
071	特発性大腿骨頭壊死症	51	22
072	下垂体性ADH分泌異常症	11	5
074	下垂体性PRL分泌亢進症	3	1
075	クッシング病	4	1
077	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	16	2
078	下垂体前葉機能低下症	44	21
079	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	2	0
081	先天性副腎皮質酵素欠乏症	4	3
082	先天性副腎低形成症	1	0
083	アジソン病	1	0
084	サルコイドーシス	62	33
085	特発性間質性肺炎	121	66
086	肺動脈性肺高血圧症	13	3
088	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	24	6
089	リンパ脈管筋腫症	5	0
090	網膜色素変性症	99	14
092	特発性門脈圧亢進症	0	1
093	原発性胆汁性胆管炎(旧原発性胆汁性肝硬変)	88	49
094	原発性硬化性胆管炎	7	3
095	自己免疫性肝炎	42	22
096	クローン病	176	86
097	潰瘍性大腸炎	645	188
098	好酸球性消化管疾患	1	4
099	慢性特発性偽性腸閉塞症	1	0
107	全身型若年性特発性関節炎	2	2
111	先天性ミオパチー	2	3
113	筋ジストロフィー	30	17
117	脊髄空洞症	3	1
119	アイザックス症候群	1	0
122	脳表ヘモジデリン沈着症	2	2
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	0	2
127	前頭側頭葉変性症	2	1
128	ビッカースタッフ脳幹脳炎	0	0
137	限局性皮質異形成	1	0
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	1	0
144	レノックス・ガストー症候群	1	0
154	徐波睡眠期持続性棘余波を示すてんかん性脳症	1	0
158	結節性硬化症	4	2
161	家族性良性慢性天疱瘡	1	0
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	16	16
163	特発性後天性全身性無汗症	1	0
167	マルファン症候群	7	7
168	エーラス・ダンロス症候群	0	1
171	ウィルソン病	3	2
188	多脾症候群	1	0
189	無脾症候群	2	1
193	ブラダー・ウィリ症候群	1	1
194	ソトス症候群	1	0
209	完全大血管転位症	1	0

指 定 難 病 等 ※	210	単心室症	3	2
	211	左心低形成症候群	1	0
	212	三尖弁閉鎖症	2	1
	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	3	0
	215	ファロー四徴症	2	0
	216	両大血管右室起始症	0	1
	217	エプスタイン病	2	1
	218	アルポート症候群	2	1
	222	一次性ネフローゼ症候群	80	48
	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0	0
	224	紫斑病性腎炎	2	1
	225	先天性腎性尿崩症	2	0
	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	3	1
	227	オスラー病	5	4
	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	2	1
	236	偽性副甲状腺機能低下症	1	1
	238	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	1	1
	240	フェニルケトン尿症	2	0
	250	グルタル酸血症2型	1	0
	260	シトステロール血症	1	0
	266	家族性地中海熱	1	0
	270	慢性再発性多発性骨髓炎	1	0
	271	強直性脊椎炎	24	17
	276	軟骨無形成症	2	0
	280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	1	0
	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	1	0
	283	後天性赤芽球癆	0	2
	285	ファンconi貧血	2	0
	287	エプスタイン病	1	1
	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 (旧自己免疫性出血病Ⅷ)	3	1
	289	クロンカイト・カナダ症候群	1	0
	296	胆道閉鎖症	1	1
	297	アラジール症候群	1	0
	298	遺伝性膵炎	0	0
	300	IgG4関連疾患	10	6
	301	黄斑ジストロフィー	1	0
	302	レーベル遺伝性視神経症	1	1
	304	若年発症型両側性感音難聴	0	1
	306	好酸球性副鼻腔炎	38	44
	326	大理石骨病	1	0
	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因による)	0	0
	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	0	1
	331	特発性多中心性キャッスルマン病	9	8
	悪	悪性高血圧	1	0
	髄	骨髓線維症	11	6
	母	母斑症	1	1
	石	肝内結石症	3	4
	好	特発性好酸球増多症候群	1	1
	気	びまん性汎細気管支炎	10	4
	遺	遺伝性QT延長症候群	1	0
	脈	網膜脈絡膜萎縮症	1	2
	ス	スモン	3	0
	膵	重症急性膵炎(更新のみ)	2	1
	劇	劇症肝炎	0	0
	ブ	プリオン病	0	1
	指定難病等 合計		4,525	1,889

人工透析を必要とする腎不全		1,406	158
先天性血液凝固因子欠乏症等		30	32
ウイルス肝炎	B型・C型ウイルス肝炎治療(肝がん含む)	313	182
大気汚染医療	気管支ぜん息	1,450	1,268
特定不妊 治療費助成	助成件数	604	551
	助成実人数	357	337

※「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成27年1月1日付施行)に基づく医療費助成対象の指定難病は、令和3年3月31日現在333疾病が指定されている。(令和元年7月に指定)

難病医療費助成の対象となる指定難病等とは、東京都独自の制度に基づく疾病を含む。

八王子市保健所年報 令和3年度(2021年度)版

令和4年(2022年)1月発行

発行 八王子市

編集 健康部(八王子市保健所)健康政策課

〒192-0083

八王子市旭町 13 番 18 号

電話 042(645)5111(代表)

FAX 042(644)9100